

松戸市業務継続計画

(B C P)

< 自然災害編 >

松 戸 市

令和5年2月

(令和6年8月修正)

目 次

第1章 総 論

1	松戸市業務継続計画（BCP）＜自然災害編＞の目的及び位置づけ	1
(1)	業務継続計画策定の背景と目的	1
(2)	本計画の対象とする業務	1
(3)	本計画導入の効果	2
2	本計画の方針	3
3	地域防災計画と業務継続計画との関係性	4
4	本計画の対象範囲について	5
5	本計画の発動・延長・解除	5
(1)	本計画の発動要件	5
(2)	計画の発動期間及び解除・延長の要件	5
(3)	計画の発動及び解除の周知	5
6	災害対策本部事務局の役割と体制強化	6
7	意思決定権者の代行順位	6

第2章 前提とする災害と被害想定

1	想定する災害	7
(1)	想定地震	7
(2)	地震動	8
(3)	液状化	9
(4)	風水害等	10
2	被害の概要	11

第3章 非常時優先業務の選定

1	非常時優先業務の業務開始局面と選定基準	13
(1)	業務開始局面の設定	13
(2)	選定方法	14
(3)	選定基準	14
2	非常時優先業務の選定結果	17

第4章 非常時優先業務に必要な資源の分析

1	人員	19
(1)	職員参集の想定	19

(2) 参集可能人員と非常時優先業務に必要な人員	2 1
(3) 人員の確保状況の現状・課題	2 4
(4) 最優先業務の選定と他業務の停止	2 4
(5) 人員確保に向けた対策の推進	2 6
2 庁舎等防災拠点となる施設	2 7
(1) 現状・課題	2 7
(2) 災害対策本部	2 7
(3) 対策	2 9
3 電力	2 9
(1) 現状・課題	2 9
(2) 対策	3 0
4 通信手段	3 0
(1) 現状・課題	3 0
(2) 対策	3 1
5 情報システム	3 1
(1) 現状・課題	3 1
(2) 対策	3 3
6 資機材	3 3
(1) 現状・課題	3 3
(2) 対策	3 3
7 車両	3 4
(1) 現状・課題	3 4
(2) 対策	3 4
8 職員用備蓄物資	3 5
(1) 現状・課題	3 5
(2) 対策	3 5

第5章 課別業務継続計画の作成

1 趣旨	3 6
2 課別計画作成の対象	3 6
3 課別計画の記載内容	3 6
4 災害発生時の業務の実施	3 7

第6章 業務継続体制の向上

1 業務継続計画の継続的な見直し	3 8
(1) P D C Aサイクルの構築	3 8

(2) 本計画の今後の見直しポイント	39
2 各所属での訓練・教育の実施	39
(1) 訓練の実施	39
(2) 教育の実施	40

第7章 資料編（課別業務継続計画等）

1 対策本部事務局	41
2 総務部	43
3 広報部（総合政策部）	51
4 財務部	61
5 市民部	74
6 経済振興部	95
7 文化スポーツ部	105
8 環境部	112
9 保健医療部（健康医療部）	124
10 福祉1部（福祉長寿部）	130
11 福祉2部（子ども部）	144
12 街づくり1部（街づくり部）	150
13 街づくり2部（都市再生部）	166
14 建設部	168
15 教育1部（生涯学習部）	178
16 教育2部（学校教育部）	183
17 水道部	189
18 病院部	192
19 消防局	192

第1章 総論

1 松戸市業務継続計画（BCP）＜自然災害編＞の目的及び位置づけ

（1）業務継続計画策定の背景と目的

大規模な自然災害が発生した際、地方公共団体は災害応急対策活動及び災害からの復旧・復興活動の主体として重要な役割を担うことになる一方、災害時であっても継続して行わなければならない通常業務を抱えている。

しかしながら、東日本大震災等の過去の大規模災害でもみられたように、市役所自身が被災することで、行政機能が低下する状況も想定され、本市が自らの責務を果たしていくためには、行政機能の継続性確保に向けて適切に対応していくことが、喫緊の課題となっている。

なお、文部科学省地震調査研究推進本部地震調査委員会によると、南関東地域でマグニチュード7クラスの地震が発生する確率は30年間で70パーセントと推定されており、首都直下地震が発生した場合、本市では最大震度6強の揺れで甚大な人的・物的被害が起こることが想定されている。

さらに近年の異常気象により、令和元年房総半島台風や令和元年東日本台風等のような、大規模な風水害の発生も想定されるため、防災・減災対策が急務となっている。

このような背景を踏まえ、大規模な自然災害の発生により行政自らも被災し、利用できる資源（ヒト、モノ、情報、ライフライン等）に制約がある状況下において、迅速かつ適切に災害対応業務を開始し、可能な限り早期に通常業務を復旧させることで、市民の生命、身体及び財産を守り、市民生活への影響を最小限に留めることを目的として、「松戸市業務継続計画（BCP）＜自然災害編＞」（以下「本計画」という。）を策定する。

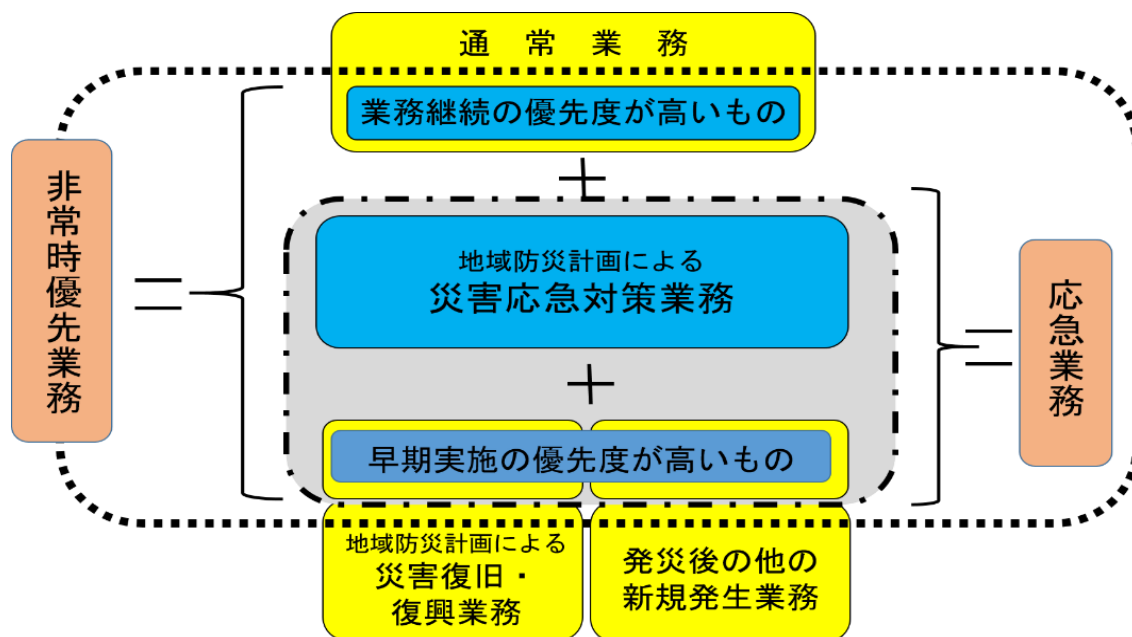
（2）本計画の対象とする業務

本市は大規模自然災害の発生後直ちに、松戸市地域防災計画や松戸市災害時受援計画等に基づき、適切かつ速やかに状況に応じた「災害応急対策業務」を実施しなければならない。その一方で、市民生活に必要な行政サービスを提供していくことは、災害発生時においても市に対して求められる。

具体的には、図1にあるように、「災害応急対策業務や災害復旧・復興業務」（以下「応急・復旧業務」という。）に加えて、行政が被災することにより、利用できる資源が制約を受ける状況においても、「通常業務（業務継続

の優先度が高いもの)」(以下「優先的通常業務」という。)の2つの業務(以下「非常時優先業務」という。)を適切かつ迅速に実施していくことが求められる。

図1 本計画の対象となる業務



※内閣府「大規模災害発生時における地方公共団体の業務継続の手引き(平成28年2月)」より

(3) 本計画導入の効果

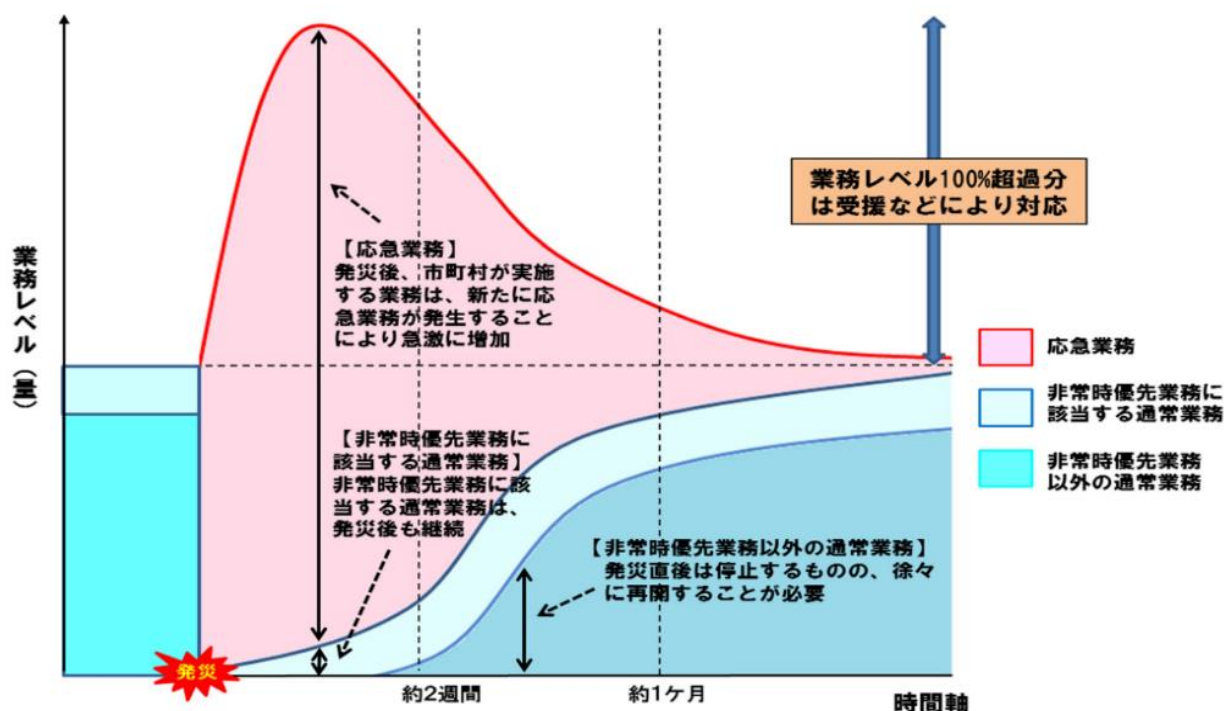
災害発生時には被害状況の把握・確認など、発災直後から非常に短い時間の中で、迅速かつ的確に処理しなければならない応急業務が急激に増加し、極めて膨大な量となる。そのため本計画を策定し、継続的に改善を行っていくことにより、発災直後にどの業務をどの範囲で継続するか検討・判断する工程を省き、応急・復旧業務に速やかに着手することが可能となる。

また、地域防災計画には記載されていない「行政の被災」を考慮した非常時優先業務の執行体制や対応手順を明確にし、非常時優先業務に必要な資源の確保が円滑に進むことが期待される。

加えて、自らも被災者になりうる職員の睡眠や休息、帰宅など安全衛生面の配慮を向上させることも期待できるなど、災害発生直後に行政が機能不全

に陥ることを極力、回避・抑制し、早期により多くの業務に執行・従事することが可能になる。

図2 災害時の業務量と本計画導入による効果のイメージ



※内閣府「大規模災害発生時における地方公共団体の業務継続の手引き（平成28年2月）」より

2 本計画の方針

地震や風水害等の大規模自然災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、本市の対策の基本方針は、次のとおりとする。

- ① 特に発災後72時間までは市民の生命、身体及び財産を災害から守ることを最優先とするとともに、市民生活に必要な業務を継続する。
- ② 職員の安全を確保しつつ、災害対策本部機能を早期に確立する。
- ③ 災害発生後、本計画を発動した際には、あらかじめ特定した非常時優先業務について、職員やその他の資源を総動員し、最優先で実施する。

3 地域防災計画と業務継続計画との関係性

地域防災計画は、想定される災害から市民の生命、身体及び財産を守るため、市や防災関係機関等が、災害予防、応急対策及び復旧に関し、実施すべき事務や業務について定めた計画である。

その一方で、業務継続計画は、大規模な災害の発生時における応急対策業務及び市民生活に必要不可欠な優先的通常業務を継続し、早期に復旧するための手順等について定める計画である。

2つの計画はそれぞれ目的や趣旨等が異なるが、計画内で使用する基準等については整合性を図る。

なお、本計画と松戸市地域防災計画の違いは、下記のとおりである。

	業務継続計画	地域防災計画
計画の趣旨	発災時に必要資源に制約がある状況下であっても、非常時優先業務を目標とする時間・時期までに実施できるようにするための計画。	災害対策基本法に基づき、発災時、又は事前に実施すべき災害対策に係る実施事項や役割分担等を規定するための計画。
行政の被災	行政の被災（庁舎・職員・電力・情報システム・通信等）を想定し利用できる必要資源を前提に計画を策定する必要がある。	必ずしも想定する必要はないが業務継続計画の策定などによる業務継続性の確保等については定める必要がある。
対象業務	非常時優先業務（災害応急対策、災害復旧・復興業務だけでなく優先度が高い通常業務も含む）を対象。	災害対策に係る業務（災害予防、災害応急対策、災害復旧・復興）を対象。
業務開始目標時間	非常時優先業務ごとに業務開始目標時間を定める。	必ずしも定める必要はない。
業務に従事する職員の水・食料等の確保	検討のうえ記載する必要がある。	必ずしも定める必要はない。

4 本計画の対象範囲について

松戸市行政組織全体（市長部局、消防局、水道部、病院事業管理局、教育委員会、選挙管理委員会事務局、監査委員事務局、農業委員会事務局、議会事務局）とする。

5 本計画の発動・延長・解除

（１）本計画の発動要件

本計画は、松戸市地域防災計画に定める災害対策本部の設置要件等を勘案し、次の事象発生に伴い発動する。

なお、災害対策本部長（市長）（以下「本部長」という。）が必要と判断した場合には、本部長が一部の部局のみに対して計画発動を指示する場合もある。また、風水害等においては、災害発生前から計画を発動する場合もある。

ア 地震について

（ア）震度５強以上の地震発生時

市域で震度５強以上の地震が観測されたとき、本計画を自動的に発動する。

（イ）震度５弱以下の地震発生時

市域で震度５弱以下の地震が観測されたとき、被災状況に応じ、本部長の指示に基づき、本計画を発動する。

イ 風水害等について

風水害等の自然災害によって、全庁的な対応（警戒配備）が必要な場合は、被害状況等に応じ、本部長の指示に基づいて、本計画を発動する。

（２）計画の発動期間及び延長・解除の要件

本計画の発動期間は、原則、発災後１か月とする。ただし、被害状況等を踏まえ、本部長の指示により期間の延長や、１か月以内に解除する場合もある。

（３）計画の発動及び解除の周知

前述の発動要件に基づいて本計画を発動した場合、又は解除した場合は、

その旨を各部局・防災関係機関等に速やかに伝達するとともに、市民・事業者等に幅広く周知し、市の体制移行（一部業務の縮小・停止等）について、理解と協力を求める。

6 災害対策本部事務局の役割と体制強化

本市では、災害対策本部の事務局長を総務部長とし、事務局員は危機管理課を中心とし構成する。災害対策本部では各対策ブースの運営、連絡・調整等を実施する。

災害発生時には、被害情報や対応要請等様々な情報が入るため、それらを迅速かつ的確に処理し、各部・各班や関係機関等に指示・伝達するとともに市民等へ公表しなければならない。大規模災害時においても、災害対策本部事務局が災害対応全般を迅速かつ的確に管理・指揮できるよう、関係課の職員及び危機管理課に在籍経験のある職員を災害対策本部事務局員として参集し、災害対策本部事務局の体制強化を図る。

7 意思決定権者の代行順位

松戸市地域防災計画の定めるところにより、市長を災害対策本部の本部長として災害対応を実施する。

本部長（市長）が被災等の理由により本部長としての職務を執れない場合は、以下に定めた職務代行の順位に従う。

＜災害対策本部長（市長）の代理者順位＞

第1順位	副市長	第2順位	総務部長	第3順位	総合政策部長
------	-----	------	------	------	--------

第2章 前提とする災害と被害想定

1 想定する災害

本計画に汎用性をもたせるため、原因となる具体的な自然災害の種別は特に指定しない。しかしながら、過去の風水害等を参考に、発生状況や被害規模を想定し、次項以降の優先業務の選定や業務継続計画のための体制整備等に係る基礎情報とする。

なお、地震においては、「松戸市防災アセスメント調査（令和元年度）」に基づき、下記のとおりとする。

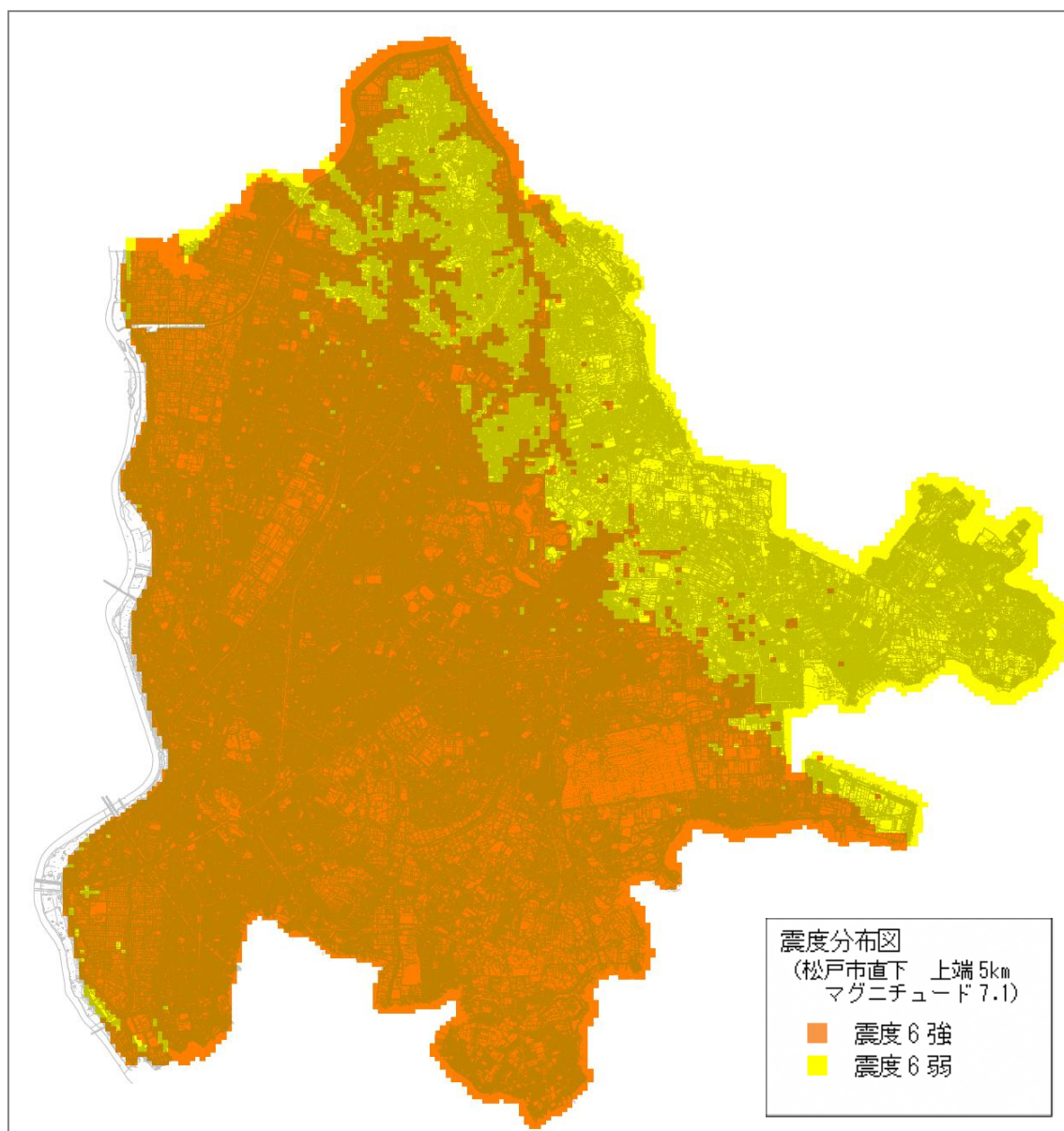
（1）想定地震

松戸市に大きな影響を及ぼすことが予想されるケースを想定した。

タイプ	地殻内で発生する浅い地震
想定地震	地殻内のごく浅い地震 松戸市直下約5km・気象庁マグニチュード7.1 (モーメントマグニチュード6.8)を想定
想定断層	

(2) 地震動

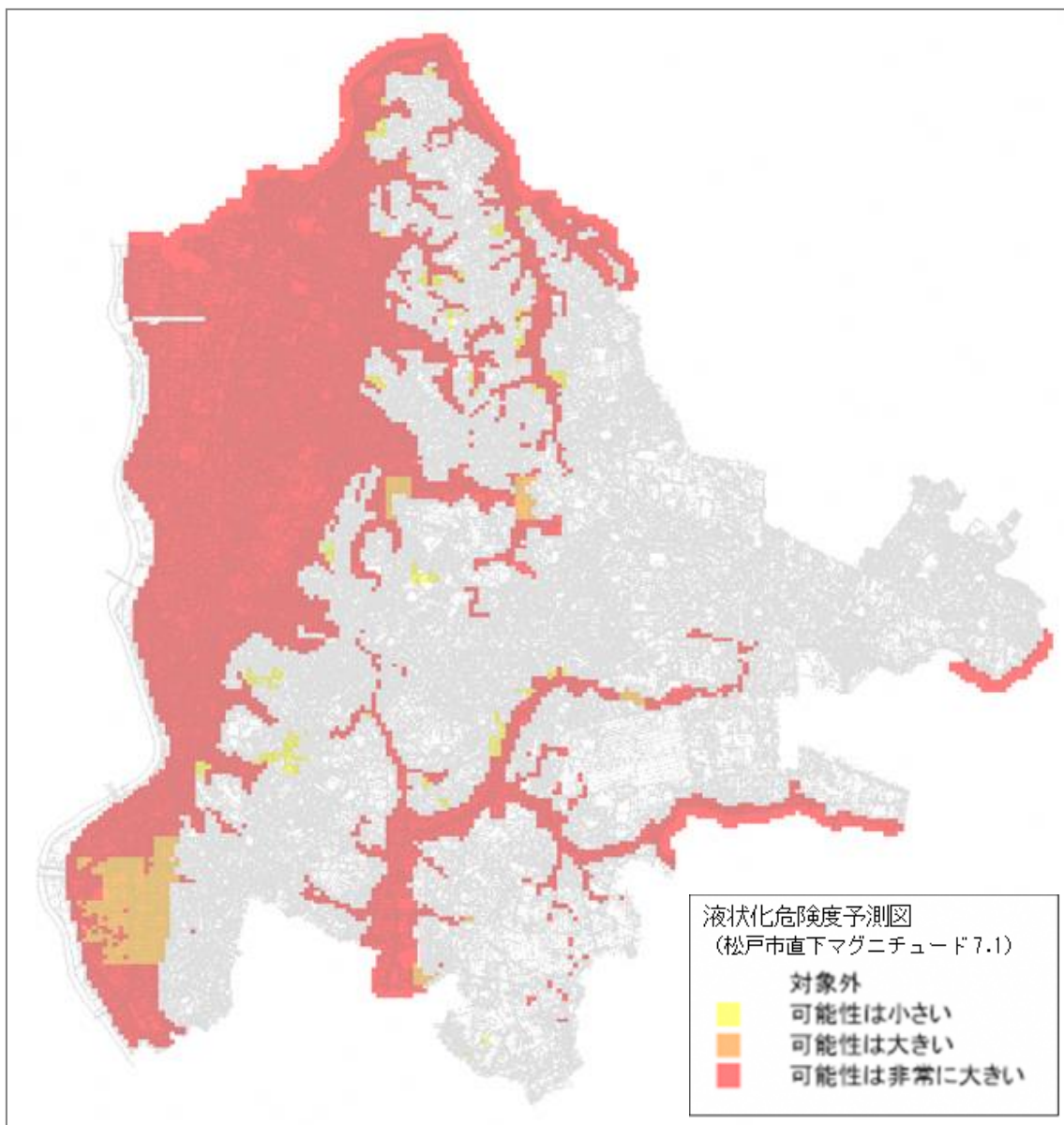
市の南西部で震度6強、断層から距離がある市の北東部で震度6弱が予測された。また、北部の小金地区では谷底平野で震度6強が予測される。



想定地震による震度分布

(3) 液状化

江戸川沿いの低地（後背湿地・デルタ、砂州・砂丘）と谷底平野で液状化の可能性が非常に大きいと予測された。また、江戸川沿いの低地のうち自然堤防は、液状化の可能性が大きいと予測される。



想定地震による液状化予測

(4) 風水害等

ア 風害

令和元年 10 月の台風 19 号では、松戸市内において、最大瞬間風速 39.8 m/s を記録し、家屋の被害、倒木、道路障害等が発生したほか、千葉県内各地で停電が長期間発生するなど大きな被害が発生した。

イ 水害

昭和 56 年以降、松戸市で発生した主な水害の地域性をみると、西馬橋 2、3 丁目、中和倉、新作など長津川沿いの谷底平野や秋山、河原塚、日暮、五香などの春木川沿いの谷底平野でも床上浸水が多く発生している。また、栄町、馬橋、松戸新田など江戸川沿いの低地でも多くの浸水被害が発生している。

近年の水害は、堤防の破堤による洪水はん濫といった大規模な水害はないが、本川への排水ができなくなり内水氾濫が発生しているため、浸水範囲と深さを予測した内水ハザードマップを公表している。これによると、1 時間あたり 71 mm の大雨では、道路や宅地において最大 3 m 未満の浸水深が予測される。

ウ 土砂災害

土砂災害とは、大雨や地震が原因で山や崖が崩れたり、水と混じり合った土や石が川から流出することで人命や財産に被害をもたらす自然災害であり、がけ崩れ、土石流、地すべりの 3 種類に分類される。

令和 3 年 4 月現在、松戸市内において 73 箇所が土砂災害防止法による土砂災害警戒区域に指定され、うち 69 箇所が土砂災害特別警戒区域に指定されている。

近年の大雨では崩壊していないが、崖下まで住宅地が分布している箇所があるので、大雨時には崖に対する注意が必要となる。

エ 高潮

高潮とは、台風や発達した低気圧などに伴い、気圧が下がり海面が吸い上げられる効果と強風により海水が海岸に吹き寄せられる効果のために、海面が異常に上昇する現象である。

想定最大規模の高潮による氾濫が発生した場合、常磐線の西側や矢切地区の低地部で浸水が想定される。

オ 火山災害

松戸市においては、周辺の活火山（富士山、箱根山等）から距離が離れているため、溶岩流、火砕流、噴石による影響は少ないと考えられるが、1707年に発生した富士山の宝永噴火では、100 km以上離れた房総半島にまで火山灰が降ったとされている。また、近年、国の中央防災会議では、富士山宝永噴火をモデルケースにした「首都圏における大規模噴火時の広域降灰対策」についての研究が行われている。

2 被害の概要

想定地震による建物被害、火災、人的被害、ライフライン被害等の予測結果は次のとおりである。約 4,800 人が死傷し、20,000 人以上が避難すると予想される。

項 目			地殻内のごく浅い地震 冬 18 時、風速 8m/s
建物被害	全 壊	揺れ＋液状化	3,991 棟
		急傾斜地崩壊	106 棟
		総計※ ¹	4,097 棟
	半 壊	揺れ＋液状化	14,808 棟
		急傾斜地崩壊	246 棟
		総計※ ¹	15,054 棟
火 災		炎上出火件数	48.7 件
		焼失棟数※ ²	2,545 棟
人的被害	死 者	建物被害	156 人
		火 災	168 人
		急傾斜地崩壊	6 人
		ブロック塀等・自動販売機等の転倒、 屋外落下物	8 人
		総計（※ 1）	338 人
	負傷者 〔 うち 重傷者 〕	建物被害	3,998 人 (487 人)
		火 災	167 人 (47 人)
		急傾斜地崩壊	7 人 (4 人)
		ブロック塀等・自動販売機等の転倒、 屋外落下物	266 人 (104 人)

項 目			地殻内のごく浅い地震 冬 18 時、風速 8m/s
		総計※1	4,439 人 (642 人)
ライフライン被害	電力施設	停電率（1 日後）	47%
	都市ガス	供給停止率	100%
		復旧日数	30 日
	L P ガス	転倒率	最大 30%
	上水道	断水率（1 日後）	44%
		供給率（1 週間後）	75%
	下水道	支障人口	17,279 人
避 難 者	1 日後	避難者数	23,310 人
		避難所避難者数	13,986 人
帰宅困難者・滞留者		市内常住者	54,286 人
		市内に滞留する市外常住者	19,154 人
		総計※1	73,440 人
震災廃棄物			1,438,000 トン

※1 内訳の合計と合わないことがある。（重複排除、四捨五入による）

※2 全壊した建物を含む。

第3章 非常時優先業務の選定

1 非常時優先業務の業務開始局面と選定基準

(1) 業務開始局面の設定

非常時優先業務の選定基準を設定するにあたり、まず経過時間ごとに局面を以下のように設定した(表1)。当該時間区分にあたっては、内閣府の「地震発生時における地方公共団体の業務継続の手引きとその解説」を基本としつつ、「千葉県業務継続計画」の区分も踏まえ、さらに細分化している。

また、風水害等の地震以外の自然災害については、松戸市地域防災計画との整合性を図るため、市域に風水害等による被害が生じた時点を「災害発生」とする。

表1 業務開始局面の設定

局 面	時 間 区 分	設 定 の 考 え 方
第1局面	災害発生 から3時間	発災直後の人命救助・火災対応や災害応急活動体制の立ち上げを行う。
第2局面	災害発生後3時間 から24時間	人命救助・火災対応を継続するとともに、災害応急活動を開始するほか、避難所の開設・運営を行う。
第3局面	災害発生後24時間 から72時間	人命は、72時間が経過すると生存率が急激に低下するため、優先的に人命救助を行うとともに、避難所の生活環境の向上等を行う。
第4局面	災害発生後72時間 から1週間	被災者への救援救助を継続するとともに、被災者に対する生活支援を開始する。 また、行政機能の回復に向けた取り組みを進める。
第5局面	災害発生後1週間 から2週間	被災者の生活環境の向上を図るとともに、インフラの復旧に向けた準備等を開始する。
第6局面	災害発生後3週間 から1か月	復旧・復興期に移行し、インフラの復旧を開始するとともに、被災者に対する各種の生活再建支援を行う。

(2) 選定方法

非常時優先業務の選定にあたっては、「(3) 選定基準」を基に各部・課で選定を行った。

(3) 選定基準

ア 第1局面（災害発生から3時間）

《非常時優先業務の選定基準》

～中心業務は「市民の生命を救うため市の体制を確立すること」～

●活動体制の構築

- ・被害の発生状況を見極める（必要な情報収集）
- ・初動体制を確立する

●災害応急活動の実施

- ・人命救助活動を開始する

災害発生後、安全を確認しつつ、応急・復旧業務を迅速かつ適切に開始するため、地震の鎮静化や土砂災害等の二次災害の有無、被害状況等について情報収集活動を行うことが必要となる。また、第2局面の活動を迅速に開始するため、初動体制を確立することが求められる。

イ 第2局面（発災後3時間から24時間）

《非常時優先業務の選定基準》

～中心業務は「市民の生命を救うこと」～

●活動体制の構築

- ・職員の安全を確保する
- ・災害対策本部体制を確立する
- ・広域応援を要請する
- ・支援を受け入れるための環境整備を行う

●災害応急活動の実施

- ・人命救助活動を優先する
- ・帰宅困難者の対策を行う
- ・災害時要配慮者（避難行動要支援者）の対策を行う
- ・インフラの緊急点検・緊急措置等を実施する

周辺の危険情報を確認しないで拙速に応急・復旧業務を行うのではなく、まず職員の安全を確保する。その上で、以後の意思決定と執行を円滑に行えるよう、災害対策本部体制を確立し、支援を受け入れるための環境整備を行う。

応急・復旧活動は第一に、被害にあった市民の救助活動を優先し、併せて避難行動要支援者の安否確認・避難支援等を開始する。

また、道路や水道、下水道等インフラについて、緊急点検を実施し、必要に応じて二次災害を防止するため、緊急措置等を実施する。

ウ 第3局面（発災後24時間から72時間）

《非常時優先業務の選定基準》

～中心業務は「市民の生命を救うこと」及び
「被災者の生活を支援すること」～

●災害応急活動の実施

- ・人命救助活動を優先する
- ・負傷者に対する対応を行う
- ・避難所を適切に管理運営する
- ・飲料水や食料を調達し供給を行う
- ・帰宅困難者の対策を行う
- ・災害時要配慮者の対策を行う
- ・被害認定調査の準備を行う
- ・支援を受け入れるための環境整備を行う

引き続き、人命救助活動を優先して実施する。

その他の業務としては、「被災者の生活の支援」に関する業務を行う。

具体的には、避難所を適切に管理運営するために、避難所ニーズを把握し、必要な物資等を確実に届けるための対策活動を実施する。また、避難所に避難していない被災者に対する飲料水・食料を調達し供給を行う。

避難所運営委員会の委員等と連携しながら避難所の管理運営を行うとともに、避難者が中心となった自主的な管理運営体制への移行を進めていくことも必要となる。また、この時期から被災者の生活支援の基礎となる被害認定調査の準備をする。

こうした活動を支えるためにも、ヒト、モノの支援を受け入れるための環境整備を実施する。

エ 第4局面（発災後72時間から1週間）

《非常時優先業務の選定基準》

～中心業務は「被災者の生活を支援すること」～

●災害応急活動の実施

- ・避難所を適切に管理運営する
- ・被災地における生活環境を整備する
- ・被害認定調査を開始する
- ・被災者支援の準備を行う
- ・市外からの支援を受入れる
- ・遺体を適切に取り扱う

人命救助活動は規模を縮小し、避難者対策と復旧対策が業務の中心となる。具体的には避難所で最低限の生活機能を確保するだけでなく、医療、保健衛生、プライバシーの確保、物資等の継続的供給体制の確立などの避難所生活、被災者の生活の質を改善する業務が優先される。また、市外からの支援（ヒト、モノ）の受入れが開始されているため、その対応業務を行うとともに、引き続きこうした支援を受け入れるための環境整備を実施する。

なお、遺体について適切に取り扱うため、安置場所の確保と必要な環境整備を行う。

オ 第5局面（発災後1週間から2週間）

《非常時優先業務の選定基準》

～中心業務は「被災者の生活を改善すること」及び

「まちを復旧するための準備をすること」～

●災害応急活動の実施

- ・避難所を適切に管理運営する
- ・被災地における生活環境を整備する
- ・応急仮設住宅の建設
- ・被災者のこころのケア
- ・被害認定調査や罹災証明書の発行業務を実施する
- ・応急教育の開始

第4局面の業務を引き続き行うとともに、被災者の生活を改善していく時期となる。そのため、避難所を適切に運営するほか、応急仮設住宅の建設等、居住環境の改善に向けた業務を実施する。また、ライフラインの復旧のほか、災害廃棄物等の撤去や処理など、被災市街地の環境整備が求められる。また、被害認定調査や罹災証明書の発行といった被災者支援に向けた取り組みも開始する。

カ 第6局面（発災後3週間から1か月）

《非常時優先業務の選定基準》

～中心業務は「復旧業務に取りかかること」～

- 災害応急活動の実施
 - ・公共施設やインフラの本格的な災害復旧を開始する
 - ・被災者の生活再建を支援する
- 一部通常業務の開始
 - ・各種申請等の受付業務の再開等

第6局面は、本格的な復旧業務に着手する時期となる。

この時期から各種申請等の受付などの通常業務についても再開するとともに、まちの機能を回復していくために、道路や公共施設の復旧を進める。また、被災者の生活再建の支援を行うため、罹災証明書の発行や義援金等の支給による財政支援等の各種支援策を本格的に実施する。

2 非常時優先業務の選定結果

各部・課の非常時優先業務について、「応急・復旧対策業務」は117業務、「優先的通常業務」は233業務を選定した。選定した主な業務としては、表2の「主な非常時優先業務一覧」のとおりである（詳細は第7章参照。）。

なお、これらに掲げる業務については、当該業務の準備的業務及び業務実施期間は考慮せず、実質的な業務の開始局面で整理し記載した。

表 2 主な非常時優先業務一覧

局面	時間区分	開始する主な非常時優先業務	
		応急・復旧業務	優先的通常業務
第 1 局面	災害発生から 3 時間	・災害対策本部の設置 ・情報収集・処理・伝達に関する こと（電算・インフラ関係） ・避難所の開設及び運営 ・消防業務 ・病院業務 等	・各種選挙の執行業務
第 2 局面	災害発生後 3 時間から 2 4 時間	・救護所の開設及び運営 ・緊急輸送道路などの通行確保 ・公共下水道の災害復旧 ・要配慮者（高齢者・障害者等） の支援 等	
第 3 局面	災害発生後 2 4 時間 から 7 2 時間	・災害相談窓口の設置・運営 ・避難所等での保健活動 ・在宅避難の要配慮者対策 ・福祉避難所の開設・運営 等	・ごみの受入・搬入 ・し尿処理関係 ・排水施設保全の情報整理 等
第 4 局面	災害発生後 7 2 時間 から 1 週間	・遺体等の取り扱い ・ごみの収集、処理 ・応急危険度判定の実施 ・支援・救援物資等の管理 ・被害認定調査の実施 等	・予算編成及び執行管理 ・支払事務 ・戸籍事務 ・埋火葬及び改葬許可 ・支所運営業務 等
第 5 局面	災害発生後 1 週間 から 2 週間	・災害廃棄物の処理 ・被災宅地危険度判定の実施 ・応急仮設住宅の建設・管理 ・応急仮設住宅の入居受付等 ・義援金の受入れ 等	・労働安全衛生事業 ・文書集配業務 ・各種証明の作成交付 ・道路占用に関する業務 ・住民監査請求 等
第 6 局面	災害発生後 3 週間目 から 1 か月	・災害復興に係る都市計画 ・市有建築物の解体 等	・市民税・固定資産税賦課 ・上下水道料金徴収等業務 ・公印管理業務 ・開発許可業務 等

第4章 非常時優先業務に必要な資源の分析

1 人員

(1) 職員参集の想定

ア 想定の方法および前提

非常時に参集可能な職員数を算定するため、全正規職員を対象にアンケート調査を実施し、自宅から参集場所までの距離、時間および参集を阻害する要因等について把握した。本計画では、参集距離から算出される参集時間のほか、住居環境、参集時の阻害要因（橋梁、急傾斜地、液状化想定地域通過の有無）、家庭の状況等を踏まえた総合的な参集の可否等を勘案して参集可能人員を算出した。この参集基準は休日の早朝、又は在宅中に地震が発生した場合を想定の条件としている。

なお、風水害等の自然災害においては、地域防災計画に規定する「災害のおそれがある」時点から、職員を事前参集することとしている。

(ア) アンケートの内容

アンケートは庁内の「公開羅針盤」システムを利用し、全職員を対象に実施し、自宅から参集場所までの距離や参集阻害要因の状況等について把握した。

具体的なアンケートの内容については以下（表3）のとおりである。

表 3

アンケート内容

【調査対象】 全正規職員

【調査内容】 ① 回答者属性（所属部局）

② 回答者属性（所属名）

③ 回答者属性（職制）

④ 非常時（大規模地震発生時）などの際の参集場所

⑤ 非常時（大規模地震発生時）などの際の自宅から参集場所までの距離

⑥ 自宅から参集場所までの移動手段

⑦ 自宅から参集場所までの経路で必ず通らなければならない河川通過箇所（橋梁）の有無

- ⑧ 自宅から参集場所までの経路で必ず通らなければならない
土砂災害・急傾斜地崩壊想定地域の有無
 - ⑨ 自宅から参集場所の経路での液状化想定地域の有無
 - ⑩ 総合的に判断した場合の参集の可否
- 【調査方法】 危機管理課から対象者へ依頼し、集計。
回収数は、2,106 名（回収率 69.41%）
- 【調査時期】 令和 4 年 6 月下旬から 7 月中旬まで

（イ）参集時間の条件設定

参集時間を想定するため、以下の条件設定を行い、アンケート調査で把握した参集場所と自宅との距離から参集時間を算出した。

表 4 参集時間算出のための条件設定

- ① 自宅から参集場所までの移動手段については、徒歩：時速 2.5km（災害時
徒歩速度）、自転車：時速 8 km、バイク（自動二輪）：時速 18km と仮定す
る。
- ② 出発まで、安全確保や身支度のため 30 分の準備時間を要するものとする。

（ウ）参集可否の条件設定

アンケート調査では、参集時の阻害要因（橋梁、急傾斜地、液状化想定地域通過の有無）等を総合的に判断した参集可否について、「参集可能」「参集不可能」の 2 段階で把握している。

職員は、災害発生後、各参集場所に参集するが、本計画においては、限られた資源での業務の実施を想定するため、厳しい条件設定とすることとし、以下のように「総合的な参集の可否」と「参集時の阻害要因」によって、自宅を出発するまでの時間調整を行った。

表 5 条件による参集可能局面の考え方

「参集可能」	・ 全ての職員が、それぞれの参集見込み局面に参集
「参集不可能」	・ 3 割の職員が、それぞれの参集見込み局面に参集 ・ 4 割の職員は、参集見込み局面の次の局面で参集 ・ 1 割の職員は、参集見込み局面の次の次の局面で参集 ・ 2 割の職員は、最終局面でも参集不可と想定（産休・育児、高齢者の介護、障害等を考慮）

※市全体の被害想定を鑑み、全職員の 1 %は死傷者となり参集不可能となることを想定した。

イ 参集率の想定

アンケートの結果を踏まえて、職員の参集率を下記のとおり、想定した。

表 6 職員参集率の想定

	第 1 局面	第 2 局面	第 3 局面	第 4 局面	第 5 局面	第 6 局面
各部・課等 (消防局・病院事業を除く)	55.7%	89.3%	94.2%	95.4%	95.5%	95.6%

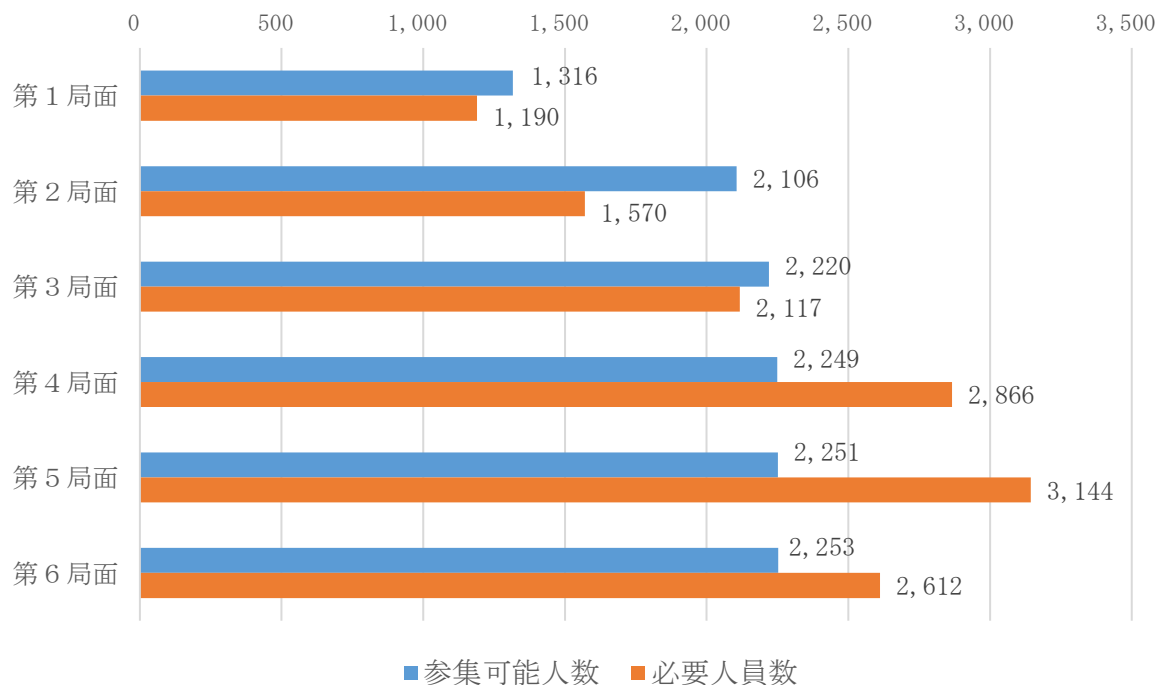
※消防局、病院事業については、勤務体系等が市長部局、教育委員会等と異なり、別で業務継続計画を策定しているため、ここでは除いて計算をした。

(2) 参集可能人員と非常時優先業務に必要な人員

ア 市全体

参集率から算出した参集可能人員と非常時優先業務に必要な人員（以下「必要人員」という。）を局面ごとに整理すると以下のとおりである。

表 7 参集可能人数と必要人員と局面ごとの相関図



	第 1 局面	第 2 局面	第 3 局面	第 4 局面	第 5 局面	第 6 局面
参集可能人員数	1,316	2,106	2,220	2,249	2,251	2,253
必要人員数	1,190	1,570	2,117	2,866	3,144	2,612

※各部・課等（消防・病院事業を除く）の参集可能人数及び必要人員数を記載しています。

イ 各部の参集可能人員と必要人員

参集可能人員と必要人員を各部単位で整理すると以下のようなになる。

表 8

各部の参集可能人員と必要人員の局面ごとの人数

(単位：人)

部 等	項 目	第 1 局面	第 2 局面	第 3 局面	第 4 局面	第 5 局面	第 6 局面
対策本部 事務局	参集可能人員	1 0	1 2	1 2	1 2	1 2	1 2
	必要人員	1 2	2 0	2 0	2 0	2 0	2 0
総務部	参集可能人員	4 9	8 0	8 2	8 4	8 4	8 4
	必要人員	7 2	9 3	9 9	8 2	7 5	7 5
広報部	参集可能人員	5 2	7 9	8 3	8 4	8 4	8 4
	必要人員	5 5	6 0	8 2	9 0	9 0	9 0
財政部	参集可能人員	1 0 8	1 8 9	2 0 1	2 0 5	2 0 5	2 0 5
	必要人員	1 3 9	1 4 2	1 3 8	1 6 9	1 6 5	1 6 1
市民部	参集可能人員	8 3	1 6 2	1 7 0	1 7 3	1 7 3	1 7 3
	必要人員	1 0 8	1 3 9	1 6 4	1 5 4	1 5 4	1 5 1
経済 振興部	参集可能人員	3 1	6 2	6 4	6 4	6 4	6 5
	必要人員	4 1	7 7	1 1 7	1 1 4	1 1 4	1 0 4
環境部	参集可能人員	7 4	1 1 8	1 2 2	1 2 3	1 2 3	1 2 3
	必要人員	5 1	8 5	1 6 4	2 1 5	1 9 6	1 9 6
福祉 1 部	参集可能人員	2 1 1	3 3 0	3 5 8	3 6 7	3 6 7	3 6 7
	必要人員	1 0 6	1 2 5	1 9 8	2 3 4	2 2 2	2 2 2
福祉 2 部	参集可能人員	3 1 7	4 5 8	4 8 3	4 8 7	4 8 9	4 8 9
	必要人員	7 5	2 3 7	3 7 2	3 7 8	3 7 8	3 7 8
保健 医療部	参集可能人員	4 6	7 9	8 3	8 3	8 3	8 3
	必要人員	7 8	8 0	1 8 2	1 5 0	1 6 0	1 6 0
街づく り部	参集可能人員	1 1 8	1 8 7	1 9 3	1 9 5	1 9 5	1 9 6
	必要人員	1 7 2	1 9 9	2 2 1	6 2 4	6 2 8	5 7 7
建設部	参集可能人員	8 2	1 2 2	1 2 5	1 2 5	1 2 5	1 2 5
	必要人員	9 3	1 0 9	1 2 5	1 0 8	9 2	7 7
教育 1 部	参集可能人員	6 9	1 0 1	1 0 7	1 0 8	1 0 8	1 0 8
	必要人員	5 8	6 7	8 9	7 6	7 6	7 6
教育 2 部	参集可能人員	4 5	8 7	9 3	9 5	9 5	9 5
	必要人員	7 4	7 9	8 7	9 3	1 0 5	9 8
水道部	参集可能人員	2 1	4 0	4 4	4 4	4 4	4 4
	必要人員	5 6	5 8	5 9	3 5 9	6 6 9	2 2 7

(3) 人員の確保状況の現状・課題

阪神・淡路大震災は、平成7年1月17日午前5時46分に発生したが、神戸市では17日当日の出勤率は約40%であったとも言われており、行すべき業務量に比べて対応する職員が少なく、十分な対応が取れなかった。

一方、東日本大震災における被災した自治体では、地震発生が勤務時間中であり職員参集は問題にならなかったが、職員の被災等も相次ぎ、また業務量が膨大となったことから、交代職員を確保できないまま、同じ職員が長期間にわたり不眠不休で働くような事態が発生し、健康管理上も非常に大きな問題となった。また、救助活動や避難所運営等の被災者支援にあたった職員の中には、疲労とストレスから健康を損ねるといった問題も発生している。

本市の場合、第4章 1—(2)で整理した参集可能人員数と必要人員数を分析すると、市全体でも非常時優先業務を実施するための人員は第4局面以降で不足し、十分な対応が取れないことが懸念される。

その後、応急・復旧業務が収束し始め、徐々に必要人員数が減少していく。

(4) 最優先業務の選定と他業務の停止

災害発生後、第3章で選定した非常時優先業務を実施していくが、「1—(22)」及び「1—(3)」で分析したように、選定したすべての非常時優先業務を実施するためには人員の不足が見込まれる。一方で、消防や自衛隊などを除いて、第3局面までは応援人員を見込めない。

そのため、災害発生後、人員が不足する場合、第1局面から第3局面までに実施する業務は、参集した人員だけで実施できる業務であり、かつ必ず実施しなければならない業務（以下「最優先業務」という。）に集中し、原則、その他の業務を停止する。本計画では、この最優先業務を以下のとおり設定する。

なお、最優先業務の選定結果の詳細については、第7章資料編に最優先業務一覧として記載している。

《最優先業務の考え方》

- ① 市の活動体制を確立する
- ② 市民の生命を守る
- ③ 避難所を運営する
- ④ インフラの災害復旧を実施する
- ⑤ 保健・衛生を確保する
- ⑥ 被災者の生活を支援する

ア 市の活動体制を確立する

市の活動体制を確立するため、災害発生直後は、以下のような業務を実施する。

部 名	主な最優先業務
対策本部	災害対策本部の設置・運営、県等への応援要請・連絡調整等
総務部	通信回線・通信機器の確保、住民からの通報等の受信、職員の安否確認・登庁状況及び服務、他自治体等の応援職員の受入れの統括・調整 等
財務部	市庁舎の安全確認、車両と燃料の確保・管理 等
市民部	各地区の災害情報収集・報告 等

イ 市民の生命を守る

最優先で市民の生命を守るため、以下のような業務を実施する。

部 名	主な最優先業務
対策本部	避難指示等の発令 等
広報部	市民等への広報 等
財務部	住民の避難誘導 等
市民部	住民の安否情報 等
福祉 1 部	高齢者及び障害者等要配慮者の支援 等
街づくり 1・2 部	土砂災害の警戒、建築物及び宅地の応急危険度判定 等

ウ 避難所を運営する

災害による被害から助かった市民の生命を繋ぐため、以下のような業務を実施する。

部 名	主な最優先業務
市民部	避難所運営・管理の統括、避難所の開設運営支援 等
環境部	避難所の開設運営支援 等
福祉 1 部	地域福祉避難所、2 次福祉避難所の設置・運営 等
福祉 2 部	避難所の開設運営支援 等
教育 1 部	避難所の開設運営支援 等
教育 2 部	避難所の開設運営支援 等

エ インフラの災害復旧を実施する

災害により損傷したインフラについて、二次災害を防止するとともに、非常時優先業務を実施する上での基礎を整備するため、以下のような業務を実施する。

部 名	主な最優先業務
街づくり 1 部	交通機関（鉄道・バス）との連絡調整 等
建設部	道路、河川、下水道の点検、被害調査、応急復旧対策 等
水道部	水道施設の被害調査、応急復旧対策 等

オ 保健・衛生を確保する

災害による被害から助かった市民の生命を繋ぐため、以下のような業務を実施する。

部 名	主な最優先業務
環境部	災害廃棄物の収集・処理、防疫（消毒・駆除）、トイレ対策の総括 等
保健医療部	市救護本部の設置・運営、救護所関連 等

カ 被災者の生活を支援する

災害による被害から助かった市民の生命を繋ぐため、以下のような業務を実施する。

部 名	主な最優先業務
経済振興部・文化スポーツ部	救助物資集配拠点の設置・管理、食料・生活必需品等の調達・避難所等への供給 等
街づくり 1・2 部	帰宅困難者・滞留者への情報提供 等
教育 1 部	救助物資集配拠点の設置・管理、食料・生活必需品等の調達・避難所等への供給 等
水道部	応急給水関連 等

（５）人員確保に向けた対策の推進

ア 各部等を超えた職員の活用

限られた人員を有効に活用し、非常時優先業務を迅速かつ的確に実施するため、各部等を超えた職員の活用を含めた体制整備を推進する。

イ 職員の交代体制の構築と健康管理

業務継続体制を確立するためには、職員の交代体制を構築するとともに、定期的な健康管理・メンタルヘルスケア等について充実させる。

ウ 松戸市災害時受援計画

大規模な災害が発生した場合、外部からの応援職員やボランティアなどが加わることが想定される。こうした外部人材を有効に活用するため、受入体制や受援業務などを取りまとめた松戸市災害時受援計画を定めている。

2 庁舎等防災拠点となる施設

(1) 現状・課題

過去の自然災害において被災した自治体では、庁舎等が被害を受けることで災害応急活動等に支障が生じたり、庁舎建物が地震による倒壊を免れずとも書棚やロッカー、コピー機などが倒壊・移動したりして、執務困難となった問題が指摘されている。

本市の場合、市有建築物は、概ね耐震化が進んでおり、災害対策本部を設置する本庁舎別館は耐震性能を満たしている。しかし、他の庁舎、施設は移転・建て替え・廃止・休止等の理由により耐震化されていない施設も一部ある。

庁舎が被災し利用できなくなった場合について、災害対策本部を設置する本庁舎別館の代替施設としては、消防局・議会棟・中央保健福祉センターを想定している。また、執務室内についても書棚やロッカー等の固定について、不十分なところも見られる。

(2) 災害対策本部

ア 災害対策本部の設置

市域に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、災害対策基本法第23条第2項および松戸市災害対策本部条例に基づき、災害対策本部を設置する。また、災害対策本部を設置した場合は、災害の規模に応じた相当の被害を予測し、市民の生命や身体及び財産を災害から守るため、市の組織及び機能の全てを挙げて災害対策に当たるとともに、全ての職員が必要な対策を実施する。

イ 災害対策本部の設置基準及び時間

- (ア) 市域で震度 5 強以上が観測されたとき【自動設置】
- (イ) 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表されたとき
- (ウ) その他、市長が必要と認めたとき

※設置にあつては、発災から概ね 1 時間以内に完了させる。

ウ 災害対策本部の設置場所

- (ア) 災害対策本部は、市庁舎別館 1 階災害対策室に設置する。ただし、損壊等の理由により設置予定の建物へ本部設置が困難な場合は、本部長の判断で、次の順位により本部設置場所を変更する。

＜災害対策本部の代替設置施設＞

第 1 順位	消防局	第 2 順位	議会棟	第 3 順位	中央保健福祉センター
--------	-----	--------	-----	--------	------------

(イ) 災害対策本部設置の報告

災害対策本部を設置した場合、直ちに千葉県、自衛隊、警察署、その他防災関係機関等に報告する。

表 9 市有建築物の耐震化状況（令和 3 年 4 月現在）

防災上の種別	施設名称	耐震化の状況
災害対策本部	市庁舎別館、消防局、議会棟、中央保健福祉センター	耐震性あり。
災害に関する情報 収集・伝達拠点	市庁舎本館、別館、新館、支所、消防署	本庁舎本館、新館は耐震性なし。 その他は耐震性あり。
救援・救助活動拠点、 医療救護拠点	中央保健福祉センター、 学校救護所	耐震性あり。
避難所、 福祉避難所	市民センター等 107 カ所、 老人福祉センター、 健康福祉会館	男女共同参画センター・勤労会館 については耐震性なし。 その他は耐震性あり。
ライフライン施設	水道部小金庁舎	耐震性あり。
社会福祉施設等	保育所	耐震性あり。

※「耐震性あり」とは、「地震の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性が低い。」ことである。

「耐震性なし」とは、「地震の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性がある。」ことである。

(3) 対策

ア 計画的な耐震化の推進

本市は「松戸市耐震改修促進計画」を策定・公表しており、本計画に基づいて、廃止・休止等の一部の施設を除き耐震化を進めている。

なお、本庁舎については市役所機能の再編整備を進めているところである。

イ 代替施設の確保

本庁舎の被災による機能の喪失等に備え、被害が想定される施設は、代替施設を確保するよう検討する。

ウ 執務環境確保に向けた取り組みの推進

災害発生後も速やかに非常時優先業務を実施できるよう、書棚やロッカー等の固定を進めるなど、被害を最小限に防ぐために必要な措置等を実施する。

3 電力

(1) 現状・課題

非常時優先業務を実施する上で、照明の確保や通信手段・通信システムの稼働等のために電気が必要となる。しかしながら、過去の自然災害において被災した自治体は電力供給が停止したため通信手段や通信システム等が機能しなかったなどの問題が指摘されている。また、非常用電源設備を設置していても、浸水被害などにより非常用電源設備が機能喪失するといった問題も発生した。

本市の場合、防災拠点となる主な施設の非常用電源設備については、以下のような整備状況であるものの、非常用電源を整備している施設であっても、多くの施設が消火設備や最低限の照明のための電力に限られているため、通信手段や情報システムの稼働等といった業務遂行には支障をきたすことが懸念される。

表 10

防災拠点となる主な施設と非常用電源設備設置の状況

非常用電源を整備している施設	本庁舎別館、消防局、全消防署、中央保健福祉センター、市民交流会館、健康福祉会館、矢切老人福祉センター
非常用電源を整備していない施設	本庁舎新館、本館、議会棟、全支所、全市民センター、矢切老人福祉センター以外の老人福祉センターと別館、水道部小金庁舎、市立高等学校、市民会館、市民劇場

(2) 対策

ア 非常用電源の確保

非常用電源設備を設置していない施設については、非常用電源設備の設置、発電機のリース、懐中電灯等の照明器具の配置など、電源がなくても業務実施可能となるような業務プロセスの工夫などの対策を検討する。

イ 非常用電源設備の災害時における機能喪失を防ぐ取り組みの推進

すでに非常用電源設備を整備している施設にあっても、洪水等による浸水被害で非常用電源設備の機能を喪失することがないように、防水板を設置するなどの対策や、通信手段、情報システム、照明等の稼働用電力も賄えるよう、協定の発動を含め、72 時間を目安として、発電時間を延長するための燃料の確保などを検討する。

4 通信手段

(1) 現状・課題

過去の自然災害において被災した自治体では、一般電話回線や携帯電話回線が輻輳により通話が困難となったことから、通信手段の確保が課題となる。

本市では、大規模災害時における通信手段の確保のため、「MCA無線機」や千葉県から貸与されている「防災行政無線電話」等にて、本庁舎、支所、避難所、防災関係機関等との間で、相互に連絡を取り合うための整備等を進めており、下記（表 11・表 12）のような整備状況である。

しかし、これらの回線・所有数は限られていることに加え、通信不良や通信設備の損壊により利用できない可能性も懸念される。また、非常時優先業

務を実施する上では、こうした設備がない施設等や他機関とも連絡を取り合う必要があるため、引き続き多様な通信手段の確保が必要である。

表 1 1 **M C A 無線機の設置状況**

指令局	危機管理課執務室	1 局
陸上移動局（市施設）	避難所（市民センター等） 各部・班等	204 局
陸上移動局（協定団体等）	避難所（県立高校等） 物資支援、移送支援等	83 局

表 1 2 **その他の通信機器**

衛星通信電話（千葉県）	千葉県防災情報システム（千葉県）
衛星無線 F A X（千葉県）	テレビ会議（千葉県）

（2）対策

外部機関との情報連絡・調整が必要となる避難所、支所等においては、M C A 無線機の設置、リエゾン（現地情報連絡員）の派遣体制の検討、職員参集メール、さらには、災害時でも電源が確保できれば比較的回線確保が行いやすいインターネット、電子メール等を用いた連絡方法についてあらかじめ検討しておくなど、多様な情報連絡手段を確保しておく必要がある。

5 情報システム

（1）現状・課題

庁内の各種業務を実施する上で、各種情報システムの利用は欠かせないものとなっているが、過去の自然災害でも電源喪失や重要情報を保存するサーバの損傷などにより、情報システムの利用が困難となったことが課題となっている。

特に地震等の自然災害発生時には、正確な情報の収集及び伝達が大変重要となる。

本市では「グループウェアシステム（公開羅針盤）」や、インターネット接続系環境等については、情報政策課が管理し、その他の各業務システムについては、各業務担当課等が管理している。

情報政策課のシステムについては、「松戸市 I C T 業務継続計画」を策定し、非常時優先システム一覧と、そのシステムごとの復旧優先度が設けられている。また、ネットワークやサーバの確保ができたとしても、各業務担当課等に設置しているパソコン等の端末の電源喪失や損壊等への対応が多数となることが予想され、費用対効果を含め、どこまで対策を行うか等の課題がある。

表 1 3

非常時優先システムと目標復旧時間と業務担当課

(令和 4 年 9 月末現在)

非常時優先システム名	目標復旧時間	業務担当課
千葉県防災行政無線	3 時間以内	危機管理課
千葉県防災情報システム	3 時間以内	危機管理課
全国瞬時警報システム (J - A L E R T)	3 時間以内	危機管理課
庁内ネットワークシステム	3 時間以内	情報政策課
L G W A N ネットワーク接続システム	3 時間以内	情報政策課
住記・税・国保福祉関連システム	3 時間以内	情報政策課
内部情報系基盤システム	3 時間以内	情報政策課
インターネット接続系基盤システム	3 時間以内	情報政策課
グループウェアシステム	3 時間以内	情報政策課
ファイルサーバシステム	3 時間以内	情報政策課
ホームページ管理システム	3 時間以内	広報広聴課
F A Q 検索システム	3 時間以内	広報広聴課
安全安心メール配信システム	3 時間以内	市民安全課
住民基本台帳ネットワークシステム	3 時間以内	市民課
介護保険システム	3 時間以内	介護保険課 地域福祉課
道路管理等システム	3 時間以内	建設総務課
総合行政支援システム	24 時間以内	情報政策課
戸籍電算システム	24 時間以内	市民課
総合保健福祉システム	24 時間以内	健康推進課
保全計画支援システム	24 時間以内	建築保全課
下水道計画管理システム	24 時間以内	下水道整備課
下水道台帳システム	24 時間以内	下水道維持課
急病救急医療案内システム	72 時間以内	地域医療課
被災者支援システム	1 週間以内	危機管理課

(2) 対策

ア 未対応システムにおけるシステム復旧対策の推進

システム復旧に向けた対応が不十分なシステムについて、無停電電源装置等によるサーバへの電源確保、重要データのバックアップや分散化など、システムが長期間使用できなくなった場合の事務事業の執行方法を確立し、既存の環境の中で適切な対策を検討する。また、システムの保守管理等を外部事業者に委託している場合には、災害発生時における外部事業者との連携体制を構築する。

イ 各端末の耐震化等の推進

パソコン等各端末の落下・移動防止対策の実施や電源確保など、各端末においても必要最低限の台数に対しては耐震化等を各所属で可能な限り推進する。

6 資機材

(1) 現状・課題

過去の自然災害において被災した自治体では、業務に必要な紙類や筆記用具、コピー機のトナーなどの事務用品等が不足したり、災害現場で被害状況を把握するための現地調査に必要な資機材や、道路等の復旧工事に必要な資機材が不足したりするなどの課題が発生した。

本市では、通常業務で使用する事務用品等については平常時から常備されているが、災害現場で利用するさまざまな資機材について各課の対策状況を確認したところ、概ね確保できるとした資機材は限られており、今後確保が必要である。

(2) 対策

災害発生時には、消耗品等の補充が困難となることが想定される。物流の回復までには最低でも3日程度必要となる場合が想定されることから、消耗品については一定程度在庫を確保する。また、その他の資機材についても、対策が十分にとられていないものが多く、非常時優先業務の実施上必要な資機材を洗い出すとともに、不足が想定される資機材の備蓄を推進し、協定の締結等による災害時における調達方法を検討するなどの対策を実施する。

7 車両

(1) 現状・課題

過去の自然災害において被災した自治体では、被災現場の確認や移動等のために利用する車両の不足や、ガソリン等の燃料が不足したことが大きな課題となり、応急・復旧活動に支障をきたした。

本市の場合、車両については、被害状況の把握や物資の輸送など、さまざまな場面での利用が想定されている。現在、本市が保有している車両は、「表 1 4」のとおりとなっている。

しかし、市が保有している車両だけでは不足することが想定されるため、車両確保に向けた取り組みが必要である。なお、物資輸送については、一般社団法人千葉県トラック協会松戸支部、赤帽首都圏軽自動車運送協同組合千葉県支部等と輸送に関する協定を締結しており、支援を受けることが可能である。また、ガソリン等については、千葉県石油商業組合松戸支部との協定締結により供給を受けられることとしている。

ただし、東日本大震災時の他自治体においては、事業者の在庫が尽きてしまい提供を受けられないといった事態が発生する等、協定による調達にも限界がある。

表 1 4 市保有車両の状況

	乗用 (軽)	乗用 (小型以上)	貨物 (軽)	貨物 (小型以上)	その他	合計
車両保有台数	8 7	2 2	8 4	2 7	2 3	2 4 3

※ 消防車両・原動機付自転車が除外されている。

(2) 対策

ア 車両確保方策の検討と燃料備蓄

車両の不足については、協定等による緊急の調達や他自治体等からの応援の際に車両帯同の依頼をする等、確保対策を検討することが求められる。また、ガソリン等の燃料の不足についても、千葉県石油商業組合松戸支部との災害時応援協定だけではなく、事業者への保管委託や平常時から可能な限り満タン給油としておく等の対策を実施する。

イ 一般社団法人千葉県トラック協会松戸支部等との連携体制等

一般社団法人千葉県トラック協会松戸支部、赤帽首都圏軽自動車運送協同組合千葉県支部等と物資輸送に関する協定を締結していることから、これら協定締結事業者等の協力を得ることが可能である。災害時に必要な車両を迅速に手配できるよう、平常時から連絡先・連絡手段の確認を行うとともに、必要な情報内容の確認や、情報連絡の訓練を実施するなど、連携体制を構築する。

8 職員用備蓄物資

(1) 現状・課題

過去の自然災害において被災した自治体では、応急対策を実施する職員用の食料や飲料水の備蓄がなく、物資の調達もままならない中、食事等ができないまま業務に従事する事態が発生した。

本市の場合、令和5年度から計画的に職員用備蓄物資の備蓄を行っている。

(2) 対策

今後も、計画的に食料・飲料水・携帯トイレ及び非常用バッテリー等について、3日分程度の備蓄を行う。

第5章 課別業務継続計画の作成

1 趣旨

第4章までに、市全体の業務継続計画について定めてきたが、実際の業務実施主体となる各組織単位で、非常時優先業務とその業務の開始局面を明確化することにより、各組織が発災後、必要な業務を迅速に開始できることとなり、ひいては、市全体の業務水準の質・量を高めることができる。

本計画では、このような実効性のある計画とするため、業務実施主体、つまり課単位での、「課別業務継続計画（以下「課別計画」という。）」を作成し、第7章にまとめた。

※課には、課以外の支所等を含む。また、災害対策本部の班（部）単位で実施する業務も反映されている。

2 課別計画作成の対象

課、支所、課の無い行政委員会（計100課）

なお、病院事業管理局は「松戸市立総合医療センター災害時事業継続計画」、消防局は「松戸市消防局震災対応マニュアル」を策定しているため、本計画には記載していない。

3 課別計画の記載内容

応急・復旧業務と優先的通常業務に分けて、それぞれの業務名や回復局面、優先順位等を記載している。

項 目	記 載 内 容
応急・復旧業務	優先順位、応急・復旧業務の名称、業務概要、業務開始局面
優先的通常業務	回復優先順位、業務名、回復局面、回復レベル

4 災害発生時の業務の実施

大規模自然災害の発生により本計画を発動したとき、各課は、この課別計画に基づいて、原則として通常業務を停止し、非常時優先業務に集中して災害対応を行う。また、第4章で分析したように、災害の状況によっては、人員が不足し選定したすべての非常時優先業務を実施できない場合がある。

この場合、本部長（市長）は、さらに実施すべき業務を絞り込んだ「最優先業務」の実施を指示する。この指示に従い、最優先業務の担当ではない課は、この課別計画の非常時優先業務をも停止して最優先業務を担当する課に協力し、本市の総力をもって災害対応を実施する。

第6章 業務継続体制の向上

1 業務継続計画の継続的な見直し

(1) PDCAサイクルの構築

本計画は、現行の被害想定を前提として、検討・策定したものである。

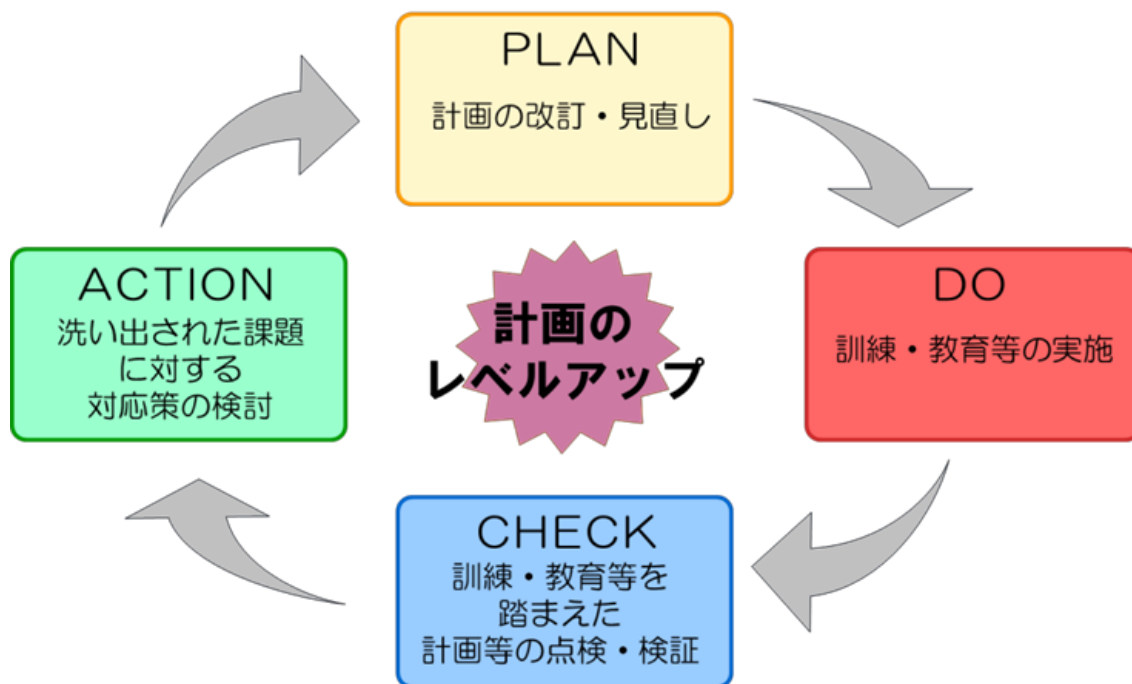
このため、前提条件の変更や、上位・関連計画の変更にあわせて随時見直し、常に最新の状態を保つこととする。

同時に、訓練や実際の災害対応の経験等を通じて、業務実施上必要な人員数などの資源量も含めて、計画の点検・修正を行っていくことで、計画のレベルアップを図っていく。

本市は、災害対策の迅速かつ的確な推進を図り、PDCAサイクルに基づく継続的改善を推進することにより、業務継続力の向上を図ることとする。

表 15

業務継続計画における継続的な改善のイメージ



(2) 本計画の今後の見直しポイント

本計画では、非常時優先業務の選定と必要人員の洗い出しを行い、参集想定人員との比較から過不足を分析した。

その結果、災害時には人員数の不足が見込まれるが、各課等单位での分析をすると、局面や状況によっては余裕のある課等もあることがわかった。

しかし、本計画においては、これらの過不足の調整まで行ったものではなく、現状と課題の分析にとどまっている。

今後は、業務継続体制を実行性あるものとするため、松戸市災害時受援計画と合わせて、他都市等からの応援を受けられるまでの間の対応として、さらに停止する業務を選定するとともに、あらかじめ各課等間の応援体制を構築しておく必要がある。

2 各所属での訓練・教育の実施

「1 業務継続計画の継続的な見直し」で示したPDCAサイクルを構築する上で、訓練等の実施は非常に重要な位置を占める。本計画策定後、継続的に以下のような訓練等を実施し、業務継続体制を維持・向上させていく。

(1) 訓練の実施

職員の災害対応力の向上や非常時優先業務を実施する上での問題点の抽出等を目的として、以下のような訓練を実施する。

表 16 災害対応向上を目指した訓練の例

訓 練	概 要
参集訓練	参集経路・手段・参集可能時間・参集率の確認を行う。
初動対応 (実働) 訓練	全庁、又は各部・班における災害初動期の対応を実際に実施し、課題の抽出を行う。 被害情報の収集・取りまとめや、被害情報に基づいた実際の応急対策活動の実施などを行う。
図上訓練	災害時に想定される状況を付与し、既存の計画やマニュアルを基にしながら実災害同様に防災関係機関、各部・課との調整及び意思決定を実施する。 各種計画やマニュアルの内容を検討する。

(2) 教育の実施

業務継続体制の向上には、職員一人ひとりに対する意識啓発等が不可欠である。そのため、以下のような教育を随時実施し、職員の意識啓発を図る。

- ① 本計画の内容についての研修
- ② 各所属におけるマニュアルの作成と職員への周知
- ③ 職員一人ひとりの対応行動について、年度初め等での確認
(参集場所・方法や緊急時の連絡方法の確認)

第7章 資料編（課別業務継続計画等）

1 対策本部事務局

（1）危機管理課

① 災害時応急対策業務

優先 順位	応急・復旧業務	業務概要	業務開始局面					
			①	②	③	④	⑤	⑥
1	災害対策（警戒） 本部の設置・運営 に関すること	- 本部設置の判断 - 本部設置・運営 - 情報収集・整理 - 本部会議開催 - 現地災害対策本部 の設置・運営						
2	避難指示等の発 令に関すること	- 避難所の開設及び 避難指示（警戒区 域）等の発令並び に解除の判断 - 住民への伝達 県、関係機関へ通 報						
3	防災無線等の通 信統制に関する こと	- 避難指示等の発令 - MCA無線による 情報連携 - 関係情報の収集						
4	災害対策の総合 調整に関するこ と	国、県の現地対策 本部との連携 - 庁内各部局との 連絡調整・連携 - 関係機関及び協定 締結団体との連絡 調整						

5	県等への応援要請、連絡調整に 関すること	・派遣要請の決定 ・派遣部隊の受け入れ ・派遣部隊の撤収							
6	災害救助法関係 事務の総括に 関すること	・国・県への災害救助法の申請 ・災害救助法に関する情報収集・情報提供							

- ② 通常業務の中で業務継続の優先度が高いもの
該当なし

2 総務部

(1) 行政経営課

① 災害応急対策業務

優先 順位	応急・復旧業務	業 務 概 要	業 務 開 始 局 面					
			①	②	③	④	⑤	⑥
1	避難所開設に関する こと	・避難所直行職員に よる避難所の開 設・運営補助	→					
2	庁内各部事務局 (統括課)との調 整に関すること	・災害対応業務のた めの組織体制の構 築	→					
3	総務部の統括・調 整に関すること	・災害対応業務に関 する部内統括及び 対策本部事務局と の調整	→					
4	本部指令の伝達 に関すること	・本部と各部の情報 伝達及び連携	→					

② 通常業務の中で業務継続の優先度が高いもの

回復優先 順位	業 務 名	回復局面	回復レベル
1	公告式	④	期日・期限が定まっている公示 を実施
2	口頭弁論期日、弁論準備期日 等に裁判所に出廷すること	④	期日・期限が定まっている事件 について、執行体制を確立
3	条例・規則等の審査・制定作業	④	期日・期限が定まっている条例 等について、執行体制を確立
4	法令、契約等の照会に対する 回答・助言	④	期日・期限が定まっている事案 について、執行体制を確立

(2) 総務課

① 災害応急対策業務

優先 順位	応急・復旧業務	業 務 概 要	業 務 開 始 局 面					
			①	②	③	④	⑤	⑥
1	避難所開設に関する こと	・避難所直行職員による 避難所の開設・運営補助						
2	情報収集・処理・ 伝達に関するこ と	・災害対策本部にお ける情報収集・整 理・伝達						
3	住民からの通報 等の受信に関す ること	・電話窓口の開設 ・情報収集、整理、 伝達						
								
4	災害状況の記録 に関すること	・災害対策本部にお ける災害状況の集 約						
5	災害復興計画の 策定に関するこ と	・災害復興計画の策 定(当初のとりま とめ)						

② 通常業務の中で業務継続の優先度が高いもの

回復優先 順位	業 務 名	回復局面	回復レベル
1	文書集配業務	⑤	総務課の業務再開、郵便業務の実施
2	公印管理業務	⑥	通常手続による業務の再開

(3) 文書管理課

① 災害応急対策業務

優先 順位	応急・復旧業務	業 務 概 要	業 務 開 始 局 面					
			①	②	③	④	⑤	⑥
1	避難所開設に 関すること	・避難所直行職員に よる避難所の開 設・運営補助						
2	情報収集・処理・ 伝達に関するこ と	・災害対策本部にお ける情報収集・整 理・伝達						
3	住民からの通報 等の受信に関す ること	・電話窓口の開設 ・情報収集・整理・ 伝達						
4	災害状況の記録 に関すること	・災害対策本部にお ける災害状況の集 約						

② 通常業務の中で業務継続の優先度が高いもの 該当なし

(4) 人事課

① 災害応急対策業務

優先 順位	応急・復旧業務	業務概要	業務開始局面					
			①	②	③	④	⑤	⑥
1	避難所開設に 関すること	・避難所直行職員に よる避難所の開 設・運営補助						
2	情報収集・処理・ 伝達に関するこ と	・災害対策本部にお ける情報収集・整 理・伝達						
3	住民からの通報 等の受信に関す ること	・電話窓口の開設 ・情報収集・整理・ 伝達						
4	災害状況の記録 に関すること	・災害対策本部にお ける災害状況の集 約						
5	職員の安否確認、 登庁状況及び服 務に関すること	・職員の安否情報及 び登庁状況の収 集・報告 ・職員の配置調整						
6	職員等の給食に 関すること	・配備職員数の把握 ・職員の給食（食数 の決定・提供） ・職員への被服貸与 ・必要な資機材等 の手配・支援						
7	他自治体等の応 援職員の受入れ の統括・調整に関 すること	・人員の把握 ・受け入れ体制の整 備及び事務処理						

② 通常業務の中で業務継続の優先度が高いもの

回復優先 順位	業 務 名	回復局面	回復レベル
1	給与管理事業	③	人事給与システムの稼働
2	労働安全衛生事業	⑤	職員の健康相談の実施

(5) 情報政策課

① 災害応急対策業務

優先 順位	応急・復旧業務	業 務 概 要	業 務 開 始 局 面					
			①	②	③	④	⑤	⑥
1	避難所開設に 関すること	・避難所直行職員に よる避難所の開 設・運営補助						
2	情報収集・処理・ 伝達に關すること	・職員、関係する要 員、保守事業者等 の連絡・確認 ・被害状況の調査 ・応急措置（電算室 関係・インフラ関 係） ・復旧計画の検討・ 策定 ・復旧用機器の調達 ・復旧作業の開始 ・復旧システムの運 用開始 ・通常システムへの 復帰						
								
								
								
								
3	住民からの通報 等の受信に關す ること	・電話窓口の開設 ・情報収集・整理・ 伝達						
4	災害状況の記録 に關すること	・災害対策本部にお ける災害状況の集 約						

② 通常業務の中で業務継続の優先度が高いもの

回復優先 順位	業 務 名	回復局面	回復レベル
1	基幹業務システム運用業務	③	住民基本台帳の出力等
2	ネットワーク運用業務	③	本庁及び各関連施設に関わる 情報ネットワークの稼働管理
3	システム運用業務	③	インターネット通信、メール及 びグループウェアの稼働管理
4	自治体情報セキュリティ強化 対策事業	③	国及び県等の疎通に関わる通 信の稼働管理
5	番号制度導入事業	③	マイナンバー関連システムの 稼働管理
6	IT 活用計画推進事業	③	公衆無線 WiFi の稼働管理

(6) 男女共同参画課

① 災害応急対策業務

優先 順位	応急・復旧業務	業 務 概 要	業 務 開 始 局 面									
			①	②	③	④	⑤	⑥				
1	避難所開設に 関すること	・避難所直行職員に よる避難所の開 設・運営補助										
2	避難所（男女共同 参画センター）の 開設・運営に關す ること	・避難所の安全確 認・開設判断 ・避難所の開設・運 営 ・避難状況の報告及 び記録 ・健康・衛生対策等 ・避難所運営委員会 の設立										
												
												
												
												
3	住民からの通報 等の受信に關す ること	・電話窓口の開設 ・情報収集・整理・ 伝達										
												
4	情報収集・処理・ 伝達に關するこ と	・相互支援ネットワ ーク(全国女性会 館協議会)を活用 した情報発信等										

② 通常業務の中で業務継続の優先度が高いもの

回復優先 順位	業務名	回復局面	回復レベル
1	こころの相談	④	相談窓口の開設運営
2	就労両立支援相談の運営	⑥	相談窓口の開設運営

3 広報部（総合政策部）

（１）政策推進課

① 災害応急対策業務

優先 順位	応急・復旧業務	業 務 概 要	業 務 開 始 局 面					
			①	②	③	④	⑤	⑥
1	避難所開設に 関すること	・避難所直行職員に よる避難所の開 設・運営補助						
2	広報部の統括・調 整に関すること	・災害対応業務に関 する部内統括及び 対策本部事務局と の調整						
3	災害相談窓口（市 役所本庁舎）の設 置・運営に関する こと	・災害相談窓口の 設置 ・関連情報の収集 ・災害相談センター の設置						
								
								
4	災害復興計画の 調整に関すること	・災害復興計画の策 定に際し調整をお こなう						

② 通常業務の中で業務継続の優先度が高いもの 該当なし

(2) 公共施設再編課

① 災害応急対策業務

優先 順位	応急・復旧業務	業 務 概 要	業 務 開 始 局 面					
			①	②	③	④	⑤	⑥
1	避難所開設に 関すること	・避難所直行職員に よる避難所の開 設・運営補助						
2	災害相談窓口（市 役所本庁舎）の設 置・運営に関する こと	・災害相談窓口の設 置、運営 ・関連情報の収集 ・災害相談センター の設置						
								
								
3	災害復興計画の 調整に関するこ と	・災害復興計画の策 定に際し調整をお こなう						

② 通常業務の中で業務継続の優先度が高いもの 該当なし

(3) すぐやる課

① 災害応急対策業務

優先 順位	応急・復旧業務	業 務 概 要	業 務 開 始 局 面					
			①	②	③	④	⑤	⑥
1	災害相談窓口（市役所本庁舎）の設置・運営に関する こと	・災害相談窓口の設置 ・関連情報の収集 ・災害相談センターの設置						
								
								

- ② 通常業務の中で業務継続の優先度が高いもの
該当なし

(4) 秘書課

① 災害応急対策業務

優先 順位	応急・復旧業務	業務概要	業務開始局面					
			①	②	③	④	⑤	⑥
1	本部長の秘書に関すること	・市長・副市長の所在把握（所在確認、連絡、自宅への直接訪問） ・災害対策本部への誘導、職務を他者へ代理させる						
								
2	災害視察等の対応に関すること	・視察対応の調整（視察受付、スケジュールの調整、意向確認、受け入れ可否決定、情報収集、準備）						

② 通常業務の中で業務継続の優先度が高いもの 該当なし

(5) 広報広聴課

① 災害応急対策業務

優先 順位	応急・復旧業務	業 務 概 要	業 務 開 始 局 面					
			①	②	③	④	⑤	⑥
1	報道機関との連絡調整に関する こと	・プレスセンターの 設置・運営						
		・パブリシティ・SNS 等による報道機関 への情報提供						
		・取材者の持ち込む トラブルへの対応						
2	広報に関するこ と	・発信する広報内容 の統括						
		・HP 等の開設、広報 手段の確保						
		・広報車による巡回 放送						
		・避難者等への情報 提供						
		・被害状況に関する 情報収集（災害現 場撮影）						
		・広報紙等の発行						
3	災害相談窓口（市 役所本庁舎）の設 置・運営に関する こと	・災害相談窓口の設 置						
		・関連情報の収集						
		・災害相談センター の設置						

② 通常業務の中で業務継続の優先度が高いもの 該当なし

(6) 地域共生課

① 災害応急対策業務

優先 順位	応急・復旧業務	業 務 概 要	業 務 開 始 局 面					
			①	②	③	④	⑤	⑥
1	避難所開設に関する こと	・避難所直行職員に よる避難所の開 設・運営補助						
2	災害相談窓口（市 役所本庁舎）の設 置・運営に関する こと	・災害相談窓口の設 置 ・関連情報の収集 ・災害相談センター の設置						
								
								

② 通常業務の中で業務継続の優先度が高いもの 該当なし

(7) 議会事務局 庶務課

① 災害応急対策業務

優先 順位	応急・復旧業務	業務概要	業務開始局面					
			①	②	③	④	⑤	⑥
1	避難所開設に すること	・避難所直行職員に よる避難所の開 設・運営補助						
2	市議会との連絡 調整に関するこ と	本会議・各委員会開 催中の場合 ・安全な避難誘導 ・議員や傍聴者等が 帰宅困難者となっ た場合の対応						
		開会・閉会共通 ・議員の安否確認 ・議長及び副議長と の連絡調整 ・議員への災害情報 等の提供 ・議員からの要望、 災害情報の受付及 び災害対策本部へ の提供 ・松戸市議会災害対 策支援本部の設 置・運営 ・災害時の議会活動 について協議						
								
								
								
								

② 通常業務の中で業務継続の優先度が高いもの

回復優先 順位	業 務 名	回復局面	回復レベル
1	議会棟内各室の安全等に関する こと	③	議会棟内各室の安全等の確認
2	経理（支払事務）に関する こと	⑥	経理事務体制の確立
3	議員報酬等の支給に関する こと	⑥	議員報酬等の支払い体制の 確立
4	政務活動費の交付に関する こと	⑥	政務活動費の支払い体制の 確立

(8) 議会事務局 議事調査課

① 災害応急対策業務

優先 順位	応急・復旧業務	業務概要	業務開始局面					
			①	②	③	④	⑤	⑥
1	避難所開設に 関すること	・避難所直行職員に よる避難所の開 設・運営補助						
2	市議会との連絡 調整に関するこ と	本会議・各委員会開 催中の場合 ・安全な避難誘導 ・議員や傍聴者等が 帰宅困難者となっ た場合の対応						
		開会・閉会共通 ・議員の安否確認 ・議長及び副議長と の連絡・調整 ・直近会議の開催調 整 ・災害時の議会活動 について協議 ・議員への災害情報 提供 ・議員からの要望、 災害情報の受付及 び災害対策本部へ の提供 ・松戸市議会災害対 策支援本部の設 置・運営						
								
								
								
								
								

② 通常業務の中で業務継続の優先度が高いもの

回復優先 順位	業 務 名	回復局面	回復レベル
1	本会議及び委員会に関するこ と	⑥	本会議及び委員会に関する業 務体制の確立、並びに直近議案 審査日程
2	全員協議会及び会派の代表者 会議に関すること	⑥	全員協議会及び会派の代表者 会議に関する業務体制の確立

4 財務部

(1) 財政課

① 災害応急対策業務

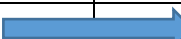
優先 順位	応急・復旧業務	業 務 概 要	業 務 開 始 局 面					
			①	②	③	④	⑤	⑥
1	避難所開設に関する こと	・避難所直行職員に よる避難所の開 設・運営補助						
2	財務部の統括・調 整に関する こと	・災害対応業務に関 する部内統括及び 対策本部事務局と の調整						
3	災害対策関係予 算その他財務に 関すること	・情報収集・整理・経 費の把握 ・復旧に要する経費 の予算措置						
								
4	災害見舞金、被災 者生活再建支援 金の事務の補助 に関する こと	・支給処理						

② 通常業務の中で業務継続の優先度が高いもの

回復優先 順位	業 務 名	回復局面	回復レベル
1	予算の編成及び執行管理に関する こと	④	予算に関する体制の確立
2	予算の繰越、決算報告、財政状 況及び財政統計調査について	④	決算に関する体制の確立

(2) 会計課

① 災害応急対策業務

優先 順位	応急・復旧業務	業 務 概 要	業 務 開 始 局 面					
			①	②	③	④	⑤	⑥
1	避難所開設に 関すること	・避難所直行職員に よる避難所の開 設・運営補助						
2	災害対策関係予 算その他財務に 関すること	・被害状況の把握 ・予算上の対応方針 の決定						
3	車両と燃料の確 保・管理に關する こと	・公用車の把握・配 車方法 ・駐車スペースの 確保 ・燃料確保先の確認 ・車両借上げの要請						
								
4	市有施設の利用 調整（仮設用地、 仮置場等）に關す ること	・被害状況の把握 （現地調査・情報収 集） ・ライフラインの被 害状況の把握 ・応急措置（2次被 害の防止）、復旧						
								
								
5	緊急通行車両の 届出に關すること	・緊急通行車両確認 証の申請						
6	災害見舞金、被災 者生活再建支援 金の事務の補助 に關すること	・支給処理						

② 通常業務の中で業務継続の優先度が高いもの

回復優先 順位	業 務 名	回復局面	回復レベル
1	支払事務に関すること	④	支払いの実施
2	支出負担行為の確認及び支出 命令書の審査	④	確認及び審査の実施
3	市税、税外収入その他の審査 及び収納事務に関すること	④	審査及び収納の実施

(3) 契約課

① 災害応急対策業務

優先 順位	応急・復旧業務	業 務 概 要	業 務 開 始 局 面					
			①	②	③	④	⑤	⑥
1	避難所開設に 関すること	・避難所直行職員に よる避難所の開 設・運営補助						
2	災害対策関係予 算その他財務に 関すること	・被害状況の把握 ・予算上の対応方針 の決定						
3	車両と燃料の確 保・管理に關する こと	・公用車の把握・配 車方法 ・駐車スペースの 確保 ・燃料確保先の確認 ・車両借上げの要請						
								
4	市有施設の利用 調整（仮設用地、 仮置場等）に關す ること	・被害状況の把握 （現地調査・情報収 集） ・ライフラインの被 害状況の把握 ・応急措置（2次被 害の防止）、復旧						
5	緊急通行車両の 届出に關すること	・緊急通行車両確認 証の申請						
6	災害見舞金、被災 者生活再建支援 金の事務の補助 に關すること	・支給処理						

② 通常業務の中で業務継続の優先度が高いもの

回復優先 順位	業 務 名	回復局面	回復レベル
1	物品契約に係る契約事務	⑥	契約事務依頼受付
2	工事関連業務委託以外の委託 業務の契約締結（随契除く）	⑥	契約事務依頼受付
3	工事・工事関連委託業務の契 約締結	⑥	契約事務依頼受付

(4) 技術管理課

① 災害応急対策業務

優先 順位	応急・復旧業務	業 務 概 要	業 務 開 始 局 面					
			①	②	③	④	⑤	⑥
1	避難所開設に 関すること	・避難所直行職員に よる避難所の開 設・運営補助						
2	災害対策関係予 算その他財務に 関すること	・被害状況の把握 ・予算上の対応方針 の決定						
3	車両と燃料の確 保・管理に關する こと	・公用車の把握・配 車方法 ・駐車スペースの 確保 ・燃料確保先の確認 ・車両借上げの要請						
								
4	市有施設の利用 調整（仮設用地、 仮置場等）に關す ること	・被害状況の把握 （現地調査・情報収 集） ・ライフラインの被 害状況の把握 ・応急措置（2次被 害の防止）、復旧						
5	緊急通行車両の 届出に關すること	・緊急通行車両確認 証の申請						
6	災害見舞金、被災 者生活再建支援 金の事務の補助 に關すること	・支給処理						

② 通常業務の中で業務継続の優先度が高いもの

回復優先 順位	業 務 名	回復局面	回復レベル
1	公共工事の検査に関すること	⑥	工事検査実施
2	公共工事の積算に関する国、 県等からの情報管理に関する こと	⑥	国、県等からの通知の情報提供

(5) 財産活用課

① 災害応急対策業務

優先 順位	応急・復旧業務	業務概要	業務開始局面					
			①	②	③	④	⑤	⑥
1	市庁舎の安全確認に関すること	・通報連絡 ・避難誘導 ・救助救護 ・諸設備の状況把握 ・庁舎の危険度判定 ・検討 ・諸設備の復旧	    					
								
2	車両と燃料の確保・管理に関すること	・公用車の把握、配車方法 ・駐車場スペースの確保 ・燃料確保先の確認 ・車両借上げの要請						
								
					 			
3	緊急通行車両の届出に関すること	・緊急通行車両確認 ・証明書の発行手続申請【事前未届出車両(借上分等)を優先的に実施】						
4	市有施設の利用調整（仮設用地、仮置場等）に関すること	・仮設用地、仮置場等の設置に関する調整						

② 通常業務の中で業務継続の優先度が高いもの
該当なし

(6) 税制課

① 災害応急対策業務

優先 順位	応急・復旧業務	業 務 概 要	業 務 開 始 局 面					
			①	②	③	④	⑤	⑥
1	避難所開設に関する こと	・避難所直行職員による 避難所の開設・運営補助						
2	住民の避難誘導に関する こと	・情報の収集及び連絡 ・避難誘導職員の配置 ・避難誘導						
								
								
3	被害状況調査に関する こと	・被害状況調査（第1次調査） ・在宅被災者の把握						
								
4	被害家屋認定調査及び罹災証明 に関すること	・り災証明発行 ・被害状況調査（第2次調査）						
								

② 通常業務の中で業務継続の優先度が高いもの

回復優先 順位	業 務 名	回復局面	回復レベル
1	税務関係の条例及び規則等の 立案に関すること	⑥	災害等による市税の期限の延長の告示

(7) 債権管理課

① 災害応急対策業務

優先 順位	応急・復旧業務	業 務 概 要	業 務 開 始 局 面					
			①	②	③	④	⑤	⑥
1	避難所開設に関する こと	・避難所直行職員に よる避難所の開 設・運営補助						
2	住民の避難誘導 に関する こと	・情報の収集及び 連絡 ・避難誘導職員の 配置 ・避難誘導						
								
3	被害状況調査に に関する こと	・被害状況調査（第 1次調査） ・在宅被災者の把握						
								
4	被害家屋認定調 査及び罹災証明 に関する こと	・り災証明発行 ・被害状況調査（第 2次調査）						
								

② 通常業務の中で業務継続の優先度が高いもの

回復優先 順位	業 務 名	回復局面	回復レベル
1	滞納整理に関する こと	④	滞納整理の通常業務の実施
2	分納履行監視に に関する こと	④	滞納整理の通常業務の実施
3	配当、充当、取り 立て権行使に に関する こと	④	管理業務の通常業務の実施
4	継続債権の取立 履行監視に に関する こと	⑥	管理業務の通常業務の実施

(8) 市民税課

① 災害応急対策業務

優先 順位	応急・復旧業務	業 務 概 要	業 務 開 始 局 面					
			①	②	③	④	⑤	⑥
1	避難所開設に関する こと	・避難所直行職員に よる避難所の開 設・運営補助						
2	住民の避難誘導 に関する こと	・情報の収集及び 連絡 ・避難誘導職員の 配置 ・避難誘導						
								
3	被害状況調査に に関する こと	・被害状況調査（第 1次調査） ・在宅被災者の把握						
								
4	被害家屋認定調 査及び罹災証明 に関する こと	・り災証明発行 ・被害状況調査（第 2次調査）						
								

② 通常業務の中で業務継続の優先度が高いもの

回復優 先 順位	業 務 名	回復局 面	回復レベル
1	個人市民税・県民税賦課業務 法人市民税課税業務 （被災者の市税の減免措置（法人・ 個人））	⑥	市税の賦課業務（減免等）準 備及び受付体制の確立
2	証明書等の交付	⑥	証明書申請・発行体制の確立

(9) 固定資産税課

① 災害応急対策業務

優先 順位	応急・復旧業務	業 務 概 要	業 務 開 始 局 面					
			①	②	③	④	⑤	⑥
1	避難所開設に 関すること	・避難所直行職員に よる避難所の開 設・運営補助						
2	住民の避難誘導 に關すること	・情報の収集及び 連絡 ・避難誘導職員の 配置 ・避難誘導						
								
3	被害状況調査に 關すること	・被害状況調査（第 1次調査） ・在宅被災者の把握						
								
4	被害家屋認定調 査及び罹災証明 に關すること	・り災証明発行 ・被害状況調査（第 2次調査）						
								

② 通常業務の中で業務継続の優先度が高いもの

回復優先 順位	業 務 名	回復局面	回復レベル
1	固定資産税諸証明発行業務	⑥	各種証明書の受付・発行の開始
2	固定資産評価業務	⑥	通常評価業務の実施

(10) 収納課

① 災害応急対策業務

優先 順位	応急・復旧業務	業務概要	業務開始局面					
			①	②	③	④	⑤	⑥
1	避難所開設に 関すること	・避難所直行職員に よる避難所の開 設・運営補助						
2	住民の避難誘導 に關すること	・情報の収集及び 連絡 ・避難誘導職員の 配置 ・避難誘導						
								
3	被害状況調査に 關すること	・被害状況調査（第 1次調査） ・在宅被災者の把握						
								
4	被害家屋認定調 査及び罹災証明 に關すること	・り災証明発行 ・被害状況調査（第 2次調査）						
								

② 通常業務の中で業務継続の優先度が高いもの

回復優先 順位	業務名	回復局面	回復レベル
1	税総合システム関連	⑤	システムの復旧
2	納税証明の交付	⑥	受付体制の確立
3	市税及び延滞金の収納	⑥	通常収納事務の実施
4	災害等納期延長による対応	⑥	収納及び督促状事務
5	市税の督促状	⑥	督促状の発送事務の実施
6	県民税徴収委託金及び県民税 払込報告	⑥	支払体制の確立

5 市民部

(1) 市民自治課

① 災害応急対策業務

優先 順位	応急・復旧業務	業務概要	業務開始局面					
			①	②	③	④	⑤	⑥
1	避難所開設に関する こと	・避難所直行職員に よる避難所の開 設・運営補助	→					
2	市民部の統括・調 整に関する こと	・災害対応業務に関 する部内統括及び 対策本部事務局と の調整	→					
3	各地域の災害情 報に関する こと	・災害情報の収集、 報告	→					
4	避難所運営・管理 の統括に関 すること	・避難所の状況把握 (安全性の確認)	→					
		・避難所の統括 (避難所担当職員 の派遣等)	→					
		・避難状況の報告及 び記録	→					
5	地区（本庁管轄） の避難所統括に 関すること	・避難所の状況把握 (安全性の確認)	→					
		・避難状況、避難者 ニーズ等の集約及 び報告	→					
6	避難所（市民セン ター、男女共同参 画センター、勤労 会館）の開 設・運営支援に 関すること	・避難所担当職員 の派遣	→					
		・避難所運営委員 会の設立支援		→				
		・健康・衛生対策 等		→				
		・防犯・安全対策 等		→				

② 通常業務の中で業務継続の優先度が高いもの

回復優先 順位	業 務 名	回復局面	回復レベル
1	防犯灯関係業務	⑤	防犯灯の不点灯・倒壊等の把握、事業者や町会・自治会等と連携しての復旧開始
2	町会・自治会支援業務	⑤	地域活動再開に向けた補助金等による支援開始

(2) 市民安全課

① 災害応急対策業務

優先 順位	応急・復旧業務	業務概要	業務開始局面					
			①	②	③	④	⑤	⑥
1	避難所開設に 関すること	・避難所直行職員に よる避難所の開 設・運営補助						
2	各地域の災害情 報に関すること	・災害情報の収集、 報告						
3	避難所（市民セン ター、男女共同参 画センター、勤労 会館）の開設・運 営支援に関する こと	・避難所担当職員と の連絡・調整 ・避難所運営委員会 の設立支援 ・健康・衛生対策等 ・防犯・安全対策等						
								
								
								
4	防犯に関するこ と(市内全域)	・災害対策本部、警 察署等からの情報 収集等 ・避難所内の防犯活 動の支援等 ・避難所周辺の防犯 パトロール						
								
								

② 通常業務の中で業務継続の優先度が高いもの

回復優先 順位	業務名	回復局面	回復レベル
1	市民生活安全対策業務	④	自主防犯活動団体への支援、連携
2	市民ぐるみ犯罪防止活動業務	④	犯罪発生状況の把握及び啓発

(3) 市民課

① 災害応急対策業務

優先 順位	応急・復旧業務	業 務 概 要	業 務 開 始 局 面					
			①	②	③	④	⑤	⑥
1	避難所開設に 関すること	・避難所直行職員に よる避難所の開 設・運営補助						
2	各地域の災害情 報に関すること	・災害情報の収集、 報告						
3	避難所（市民セン ター、男女共同参 画センター、勤労 会館）の開設・運 営支援に関する こと	・避難所担当職員と の連絡・調整 ・避難所運営委員会 の設立支援 ・健康・衛生対策等 ・防犯・安全対策等						
								
								
								
4	外国人の安否確 認、避難支援に関 すること	・災害に関する情報 提供 ・外国人の避難誘導 ・通訳要員の確保 ・被災者の把握						
								
								
								
5	住民の安否情報 に関すること	・支所等からの報告 の集約 ・災害対策本部等へ の報告						
								

② 通常業務の中で業務継続の優先度が高いもの

回復優先 順位	業 務 名	回復局面	回復レベル
1	戸籍に関すること	④	戸籍届書の受付
2	埋火葬及び改葬許可に関する こと	④	死体埋火葬許可証の発行
3	斎場及び霊柩自動車の使用許 可に関すること	④	松戸市火葬場（霊柩自動車）使 用許可書の発行
4	住民票に関すること	⑤	住民票の発行
5	各種証明の作成交付に関する こと	⑤	各種証明の発行

(4) 常盤平支所

① 災害応急対策業務

優先 順位	応急・復旧業務	業 務 概 要	業 務 開 始 局 面					
			①	②	③	④	⑤	⑥
1	地区（支所管轄） 毎の避難所統括 に関すること	・避難所の状況把握（安全性の確認） ・避難状況、避難者ニーズ等の集約及び報告						
2	各地域の災害情 報に関すること	・災害情報の収集、報告						
3	避難所（市民セン ター、男女共同参 画センター、勤労 会館）の開設・運 営支援に関する こと	・避難所担当職員との連絡・調整 ・避難所運営委員会の設立支援 ・健康・衛生対策等 ・防犯・安全対策等						
								
								
								
4	外国人の安否確 認、避難支援に 関すること	・災害に関する情報提供 ・外国人の避難誘導 ・通訳要員の確保 ・被災者の把握						
								
								
								
5	住民の安否情報 に関すること	・安否情報の収集、管理及び市民課への報告 ・安否照会の受付、回答						
								
6	災害相談窓口の 設置・運営に 関すること	・災害相談窓口の設置・運営						

② 通常業務の中で業務継続の優先度が高いもの

回復優先 順位	業 務 名	回復局面	回復レベル
1	支所運営事業	④	受付体制の確立

(5) 小金支所

① 災害応急対策業務

優先 順位	応急・復旧業務	業 務 概 要	業 務 開 始 局 面					
			①	②	③	④	⑤	⑥
1	地区（支所管轄） 毎の避難所統括 に関すること	・避難所の状況把握（安全性の確認） ・避難状況、避難者ニーズ等の集約及び報告						
2	各地域の災害情 報に関すること	・災害情報の収集、報告						
3	避難所（市民セン ター、男女共同参 画センター、勤労 会館）の開設・運 営支援に関する こと	・避難所担当職員との連絡・調整 ・避難所運営委員会の設立支援 ・健康・衛生対策等 ・防犯・安全対策等						
								
								
								
4	外国人の安否確 認、避難支援に 関すること	・災害に関する情報提供 ・外国人の避難誘導 ・通訳要員の確保 ・被災者の把握						
								
								
								
5	住民の安否情報 に関すること	・安否情報の収集、管理及び市民課への報告 ・安否照会の受付、回答						
								
6	災害相談窓口の 設置・運営に 関すること	・災害相談窓口の設置・運営						

② 通常業務の中で業務継続の優先度が高いもの

回復優先 順位	業 務 名	回復局面	回復レベル
1	支所運営事業	④	受付体制の確立

(6) 小金原支所

① 災害応急対策業務

優先 順位	応急・復旧業務	業務概要	業務開始局面					
			①	②	③	④	⑤	⑥
1	地区（支所管轄） 毎の避難所統括 に関すること	・避難所の状況把握（安全性の確認） ・避難状況、避難者ニーズ等の集約及び報告						
2	各地域の災害情報に関すること	・災害情報の収集、報告						
3	避難所（市民センター、男女共同参画センター、勤労会館）の開設・運営支援に関すること	・避難所担当職員との連絡・調整 ・避難所運営委員会の設立支援 ・健康・衛生対策等 ・防犯・安全対策等						
								
								
								
4	外国人の安否確認、避難支援に関すること	・災害に関する情報提供 ・外国人の避難誘導 ・通訳要員の確保 ・被災者の把握						
								
								
								
5	住民の安否情報に関すること	・安否情報の収集、管理及び市民課への報告 ・安否照会の受付、回答						
								
6	災害相談窓口の設置・運営に関すること	・災害相談窓口の設置・運営						

② 通常業務の中で業務継続の優先度が高いもの

回復優先 順位	業 務 名	回復局面	回復レベル
1	支所運営事業	④	受付体制の確立

(7) 六実支所

① 災害応急対策業務

優先 順位	応急・復旧業務	業 務 概 要	業 務 開 始 局 面					
			①	②	③	④	⑤	⑥
1	地区（支所管轄） 毎の避難所統括 に関すること	・避難所の状況把握（安全性の確認） ・避難状況、避難者ニーズ等の集約及び報告						
2	各地域の災害情 報に関すること	・災害情報の収集、報告						
3	避難所（市民セン ター、男女共同参 画センター、勤労 会館）の開設・運 営支援に関する こと	・避難所担当職員との連絡・調整 ・避難所運営委員会の設立支援 ・健康・衛生対策等 ・防犯・安全対策等						
								
								
								
4	外国人の安否確 認、避難支援に 関すること	・災害に関する情報提供 ・外国人の避難誘導 ・通訳要員の確保 ・被災者の把握						
								
								
								
5	住民の安否情報 に関すること	・安否情報の収集、管理及び市民課への報告 ・安否照会の受付、回答						
								
6	災害相談窓口の 設置・運営に 関すること	・災害相談窓口の設置・運営						

② 通常業務の中で業務継続の優先度が高いもの

回復優先 順位	業 務 名	回復局面	回復レベル
1	支所運営事業	④	受付体制の確立

(8) 馬橋支所

① 災害応急対策業務

優先 順位	応急・復旧業務	業 務 概 要	業 務 開 始 局 面					
			①	②	③	④	⑤	⑥
1	地区（支所管轄） 毎の避難所統括 に関すること	・避難所の状況把握（安全性の確認） ・避難状況、避難者ニーズ等の集約及び報告						
2	各地域の災害情 報に関すること	・災害情報の収集、報告						
3	避難所（市民セン ター、男女共同参 画センター、勤労 会館）の開設・運 営支援に関する こと	・避難所担当職員との連絡・調整 ・避難所運営委員会の設立支援 ・健康・衛生対策等 ・防犯・安全対策等						
								
								
								
4	外国人の安否確 認、避難支援に 関すること	・災害に関する情報提供 ・外国人の避難誘導 ・通訳要員の確保 ・被災者の把握						
								
								
								
5	住民の安否情報 に関すること	・安否情報の収集、管理及び市民課への報告 ・安否照会の受付、回答						
								
6	災害相談窓口の 設置・運営に 関すること	・災害相談窓口の設置・運営						

② 通常業務の中で業務継続の優先度が高いもの

回復優先 順位	業 務 名	回復局面	回復レベル
1	支所運営事業	④	受付体制の確立

(9) 新松戸支所

① 災害応急対策業務

優先 順位	応急・復旧業務	業 務 概 要	業 務 開 始 局 面					
			①	②	③	④	⑤	⑥
1	地区（支所管轄） 毎の避難所統括 に関する事	・避難所の状況把握（安全性の確認） ・避難状況、避難者ニーズ等の集約及び報告						
2	各地域の災害情 報に関する事	・災害情報の収集、報告						
3	避難所（市民セン ター、男女共同参 画センター、勤労 会館）の開設・運 営支援に関する 事	・避難所担当職員との連絡・調整 ・避難所運営委員会の設立支援 ・健康・衛生対策等 ・防犯・安全対策等						
								
								
								
4	外国人の安否確 認、避難支援に 関する事	・災害に関する情報提供 ・外国人の避難誘導 ・通訳要員の確保 ・被災者の把握						
								
								
								
5	住民の安否情報 に関する事	・安否情報の収集、管理及び市民課への報告 ・安否照会の受付、回答						
								
6	災害相談窓口の 設置・運営に 関する事	・災害相談窓口の設置・運営						

② 通常業務の中で業務継続の優先度が高いもの

回復優先 順位	業 務 名	回復局面	回復レベル
1	支所運営事業	④	受付体制の確立

(10) 矢切支所

① 災害応急対策業務

優先 順位	応急・復旧業務	業務概要	業務開始局面					
			①	②	③	④	⑤	⑥
1	地区（支所管轄） 毎の避難所統括 に関すること	・避難所の状況把握（安全性の確認） ・避難状況、避難者ニーズ等の集約及び報告						
2	各地域の災害情報に関すること	・災害情報の収集、報告						
3	避難所（市民センター、男女共同参画センター、勤労会館）の開設・運営支援に関すること	・避難所担当職員との連絡・調整 ・避難所運営委員会の設立支援 ・健康・衛生対策等 ・防犯・安全対策等						
								
								
								
4	外国人の安否確認、避難支援に関すること	・災害に関する情報提供 ・外国人の避難誘導 ・通訳要員の確保 ・被災者の把握						
								
								
								
5	住民の安否情報に関すること	・安否情報の収集、管理及び市民課への報告 ・安否照会の受付、回答						
								
6	災害相談窓口の設置・運営に関すること	・災害相談窓口の設置・運営						

② 通常業務の中で業務継続の優先度が高いもの

回復優先 順位	業 務 名	回復局面	回復レベル
1	支所運営事業	④	受付体制の確立

(11) 東松戸支所

① 災害応急対策業務

優先 順位	応急・復旧業務	業務概要	業務開始局面					
			①	②	③	④	⑤	⑥
1	地区（支所管轄） 毎の避難所統括 に関する事	・避難所の状況把握（安全性の確認） ・避難状況、避難者ニーズ等の集約及び報告						
2	各地域の災害情報に関する事	・災害情報の収集、報告						
3	避難所（市民センター、男女共同参画センター、勤労会館）の開設・運営支援に関する事	・避難所担当職員との連絡・調整 ・避難所運営委員会の設立支援 ・健康・衛生対策等 ・防犯・安全対策等						
								
								
								
4	外国人の安否確認、避難支援に関する事	・災害に関する情報提供 ・外国人の避難誘導 ・通訳要員の確保 ・被災者の把握						
								
								
								
5	住民の安否情報に関する事	・安否情報の収集、管理及び市民課への報告 ・安否照会の受付、回答						
								
6	災害相談窓口の設置・運営に関する事	・災害相談窓口の設置・運営						

② 通常業務の中で業務継続の優先度が高いもの

回復優先 順位	業 務 名	回復局面	回復レベル
1	支所運営事業	④	受付体制の確立

6 経済振興部

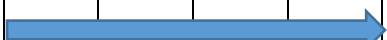
(1) 商工振興課

① 災害応急対策業務

優先 順位	応急・復旧業務	業 務 概 要	業 務 開 始 局 面					
			①	②	③	④	⑤	⑥
1	避難所開設に すること	・避難所直行職員に よる避難所の開 設・運営補助						
2	経済振興部の統 括・調整に すること	・災害対応業務に 関する部内統括 及び対策本部 事務局との調整						
3	大規模小売店 舗等との連絡 調整、帰宅困 難者・滞留者 への情報提供 に すること	・体制確立、役 割分担確認						
		・大規模店舗 での避難者情 報収集						
		・その他の情報 収集						
		・大規模店舗 への情報提供 、避難所への 情報提供						
4	食料・生活必 需品等の調達 、避難所等へ の供給に すること	・協定団体及 び物資物流G との連絡調整						
		・物資の受け 入れ・管理						
		・物資の運搬 ・供給						
5	商工業の被害 調査、応急対 策に すること	・体制の確立 、役割分担 確認						
		・被害情報の 収集						
		・被害現場の 調査、分析、 対策の検討						
		・応急措置 対策						

(2) 消費生活課

① 災害応急対策業務

優先 順位	応急・復旧業務	業務概要	業務開始局面					
			①	②	③	④	⑤	⑥
1	避難所開設に 関すること	・避難所直行職員に よる避難所の開 設・運営補助						
2	救援物資集配拠 点(全般)の設置・ 管理に關すること	・南部市場の設置、 管理						
3	食料・生活必需品 等の調達、避難所 等への供給に關 すること	・物資班編成(車両 確保、資機材準備) ・避難者数の確認及 び計画作成 ・備蓄倉庫から避難 所へ物資の運搬 ・避難者からの要望 物資の把握 ・必需品・要望物資 の調達(協定団体)						
								
								
								
4	救援物資の仕分 け、避難所等への 供給に關すること	・協定団体との連絡 調整 ・千葉県物資支援班 に救援物資の要請 ・救援物資の運搬・ 供給						
								
								

② 通常業務の中で業務継続の優先度が高いもの

回復優先 順位	業 務 名	回復局面	回復レベル
1	南部市場施設管理関係業務 (市場施設管理事業)	④	青果物の流通体制を確立
2	南部市場内清掃に関する業務 (青果事業費)	④	市場内の衛生管理を確保
3	消費生活センター運営業務 (相談員関係事務)	⑥	相談業務体制の確立
4	生活情報提供業務 (啓発関係)	⑥	情報収集・発信体制の確立

(3) 農政課

① 災害応急対策業務

優先 順位	応急・復旧業務	業務概要	業務開始局面					
			①	②	③	④	⑤	⑥
1	避難所開設に関する こと	・避難所直行職員による避難所の開設・運営補助						
2	食料・生活必需品等の調達、避難所等への供給に関する こと	・物資班編成 ・食料の供給計画の作成 ・食料の調達 ・食料の運搬・供給 ・救援物資(食料)の受け入れ・管理 ・炊き出し						
								
								
								
								
3	農業用水路のはん濫等の警戒、二次災害防止に関する こと	・被害状況の把握・県への報告 ・二次災害防止策計画の作成 ・応急措置実施						
								
								
4	農林水産関連の被害調査、応急対策に関する こと	・被害状況の把握・県への報告 ・応急対策計画の作成 ・応急措置実施						
								
								
5	農林水産関連の復旧対策に関する こと	・被害状況の把握・県への報告 ・復旧計画の作成 ・復旧対策実施						
								
								

② 通常業務の中で業務継続の優先度が高いもの

回復優先 順位	業 務 名	回復局面	回復レベル
1	制度融資、利子補給に関する こと	⑥	災害に起因する融資利用者 に対する利子補給の可否決定

(4) 公営競技事務所

① 災害応急対策業務

優先 順位	応急・復旧業務	業務概要	業務開始局面					
			①	②	③	④	⑤	⑥
1	避難所開設に 関すること	・避難所直行職員に よる避難所の開 設・運営補助						
2	大規模小売店舗 等との連絡調整、 帰宅困難者・滞留 者への情報提供 に關すること	・大規模店舗での避 難者情報収集 ・その他の情報収集 ・大規模店舗への情 報提供、避難所へ の情報提供						
								
								
3	救援物資集配拠 点(全般)の設置・ 管理に關すること	・体制の構築 ・不足物資の把握 ・救援物資の要請 ・救援物資の受入 ・個人からの救援物 資の受入						
								
								
								
								
4	救援物資の仕分 け、避難所等への 供給に關すること	・避難所等への救援 物資の供給						

② 通常業務の中で業務継続の優先度が高いもの

回復優先 順位	業 務 名	回復局面	回復レベル
1	JKA 関係業務 全国競輪施行者協議会関係業務	④	被災状況の報告 情報伝達について全輪協及び JKA と連携
2	開催業務委託関係業務	⑤	委託先に復旧作業及びお客様 対応を指示
3	払戻金関係業務	⑤	車券購入者への対応
4	選手賞金等関係業務 開催従事員関係業務	⑤	選手に対する賞金の支払い開始 開催従事員に対する給与の支 払い開始
5	競輪場借上関係業務 開催関係業務 場外発売関係業務	⑥	各諸経費の支払い開始

(5) 農業委員会事務局

① 災害応急対策業務

優先 順位	応急・復旧業務	業 務 概 要	業 務 開 始 局 面							
			①	②	③	④	⑤	⑥		
1	避難所開設に関すること	・避難所直行職員による避難所の開設・運営補助								
2	食料・生活必需品等の調達、避難所等への供給に関すること	・物資班編成 ・食料の供給計画の作成 ・食料の調達 ・食料の運搬・供給 ・救援物資（食料）の受け入れ・管理 ・炊き出し								
										
										
										
										
3	農業用水路のはん濫等の警戒、二次災害防止に関すること	・被害状況の把握・県への報告 ・二次災害防止策計画の作成 ・応急措置実施								
										
										
4	農林水産関連の被害調査、応急対策に関すること	・被害状況の把握・県への報告 ・応急対策計画の作成 ・応急措置実施								
										
										
5	農林水産関連の復旧対策に関すること	・被害状況の把握・県への報告 ・復旧計画の作成 ・復旧対策実施								
										
										

② 通常業務の中で業務継続の優先度が高いもの

回復優先 順位	業 務 名	回復局面	回復レベル
1	農地等の転用の制限に関する業務	⑤	農地法による届出の受付
2	委員会の会議運営に関する業務	⑥	総会開催体制の確立
3	所管に係る諸証明に関する業務	⑥	所管に係る諸証明の受付

7 文化スポーツ部

(1) 文化スポーツ政策課

① 災害応急対策業務

優先 順位	応急・復旧業務	業 務 概 要	業 務 開 始 局 面					
			①	②	③	④	⑤	⑥
1	避難所開設に関する こと	・避難所直行職員による 避難所の開設・運営補助	→					
2	文化スポーツ部の 統括・調整に関する こと	・災害対応業務に関する 部内統括及び対策本部事務局 との調整	→					
3	避難所（常盤平・小金原・柿ノ木台 体育館）の開設・運営支援に 関すること	・避難所担当職員の派遣 ・避難所運営委員会の設立支援 ・健康・衛生対策等 ・防犯・安全対策等	→					
				→				
				→				
				→				
4	食料・生活必需品等の調達、 避難所等への供給に関する こと	・体制の構築 ・不足物資の把握	→	→				
5	救援物資集配拠点（全般）の 設置・管理に関すること	・体制の構築 ・不足物資の把握 ・救援物資の要請 ・救援物資の受入 ・個人からの救援物資の受入	→	→				
					→			
						→		
						→		
6	救援物資の仕分け、避難所等 への供給に関すること	・避難所等への救援物資の 供給				→		

- ② 通常業務の中で業務継続の優先度が高いもの
該当なし

(2) 文化にぎわい創造課

① 災害応急対策業務

優先 順位	応急・復旧業務	業 務 概 要	業 務 開 始 局 面					
			①	②	③	④	⑤	⑥
1	避難所開設に 関すること	・避難所直行職員に よる避難所の開 設・運営補助						
2	食料・生活必需品 等の調達、避難所 等への供給に関 すること	・体制の構築 ・不足物資の把握						
3	避難所（常盤平・ 小金原・柿ノ木台 体育館）の開設・ 運営支援に関す ること	・避難所担当職員の 派遣 ・避難所運営委員 会の設立支援 ・健康・衛生対策等 ・防犯・安全対策等						
4	救援物資集配拠 点（全般）の設置・ 管理に関するこ と	・体制の構築 ・不足物資の把握 ・救援物資の要請 ・救援物資の受入 ・個人からの救援 物資の受入						
5	救援物資の仕分 け、避難所等への 供給に関するこ と	・避難所等への救援 物資の供給						

② 通常業務の中で業務継続の優先度が高いもの

回復優先 順位	業 務 名	回復局面	回復レベル
1	野菊苑・矢切苑等修繕、補修	⑥	施設の状況確認、修繕、復旧等

(3) スポーツ振興課

① 災害応急対策業務

優先 順位	応急・復旧業務	業 務 概 要	業 務 開 始 局 面					
			①	②	③	④	⑤	⑥
1	避難所開設に 関すること	・避難所直行職員に よる避難所の開 設・運営補助						
2	市有施設（体育施 設）の被害調査、 応急・復旧対策に 関すること	・被害状況情報収集 ・通報、避難誘導 ・応急救護、初期消 火 ・被害状況確認 ・復旧計画、復旧作 業	    					
3	避難所（常盤平・ 小金原・柿ノ木台 体育館）の開設・ 運営支援に關す ること	・避難所担当職員の 派遣 ・避難所運営委員会 の設立支援 ・健康・衛生対策等 ・防犯・安全対策等	   					
4	救援物資集配拠 点（松戸運動公 園）の設置・管理 に關すること	・体制の構築 ・不足物資の把握 ・救援物資の要請 ・救援物資の受入 ・個人からの救援 物資の受入	    					
5	救援物資の仕分 け、避難所等への 供給に關すること	・避難所等への救援 物資の供給						

② 通常業務の中で業務継続の優先度が高いもの

回復優先 順位	業 務 名	回復局面	回復レベル
1	スポーツ施設維持管理業務	③	スポーツ施設の被害状況等の 確認の上、維持管理体制を確立
2	スポーツ施設管理運営事業	④	施設利用再開に係わる情報提 供
3	インターネット予約システム に関すること	⑥	インターネット予約システム の通常利用再開

(4) 国際推進課

① 災害応急対策業務

優先 順位	応急・復旧業務	業務概要	業務開始局面					
			①	②	③	④	⑤	⑥
1	避難所開設に関する こと	・避難所直行職員による 避難所の開設・運営補助	→					
2	食料・生活必需品等の調達、 避難所等への供給に関する こと	・体制の構築 ・不足物資の把握	→	→	→	→	→	→
3	避難所（常盤平・小金原・柿ノ木台 体育館）の開設・運営支援に 関すること	・避難所担当職員の派遣 ・避難所運営委員会の設立支援 ・健康・衛生対策等 ・防犯・安全対策等	→	→	→	→	→	→
4	救援物資集配拠点（全般）の 設置・管理に関すること	・体制の構築 ・不足物資の把握 ・救援物資の要請 ・救援物資の受入 ・個人からの救援物資の受入	→	→	→	→	→	→
5	救援物資の仕分け、避難所等 への供給に関すること	・避難所等への救援物資の 供給				→	→	→

② 通常業務の中で業務継続の優先度が高いもの

回復優先 順位	業務名	回復局面	回復レベル
1	市内在住外国人への多言語情報提供	④	市内在住外国人への多言語情報をHPやSNSで提供

8 環境部

(1) 環境政策課

① 災害応急対策業務

優先 順位	応急・復旧業務	業 務 概 要	業 務 開 始 局 面					
			①	②	③	④	⑤	⑥
1	環境部の統括・調整に関すること	・災害対応業務に関する部内統括及び対策本部事務局との調整						
2	避難所運営・管理の統括に関すること	・避難所の状況把握 ・避難所(環境部所管)の統括 (避難所担当職員の派遣等)						

② 通常業務の中で業務継続の優先度が高いもの

回復優先 順位	業 務 名	回復局面	回復レベル
1	鳥インフルエンザ	③	市民からの通報、聞き取りシート の記入 現地確認、個体回収、消毒

(2) 廃棄物対策課

① 災害応急対策業務

優先 順位	応急・復旧業務	業 務 概 要	業 務 開 始 局 面					
			①	②	③	④	⑤	⑥
1	災害廃棄物の処理計画に関する こと	・ 情報収集						
		・ 災害廃棄物の発生量の推計						
		・ 災害廃棄物処理の全体進行管理と連絡調整						
		・ 市民への広報						
		・ 仮置場の開設準備及び周辺環境対策						
		・ 県、他市町村、関係団体等との連絡、支援要請等						
		・ 仮置場の開設・運営						
		・ 災害廃棄物処理実行計画の策定						

② 通常業務の中で業務継続の優先度が高いもの

回復優先 順位	業 務 名	回復局面	回復レベル
1	告示量・搬入計画量調整業務	③	各清掃施設における 廃棄物処理量等の調整
2	一般廃棄物許可業者関係業務	③	事業系一般廃棄物の収集車両 (臨時車両含む)に係る許可及 び事業系廃棄物に係る指導等
3	廃棄物最終処分関連業務	④	廃棄物の最終処分に関する搬 出量等の調整 ※可燃ごみ等の市外搬出量の 調整を含む。
4	最終処分場維持管理業務	⑤	最終処分場の維持管理状況の 確認

(3) 清掃施設整備課

① 災害応急対策業務

優先 順位	応急・復旧業務	業 務 概 要	業 務 開 始 局 面					
			①	②	③	④	⑤	⑥
1	避難所開設に 関すること	・避難所直行職員に よる避難所の開 設・運営補助						
2	災害廃棄物の処 理計画に關する こと	・仮置場の開設準備 及び周辺環境対策 ・仮置場の運用						
								

② 通常業務の中で業務継続の優先度が高いもの 該当なし

(4) 環境保全課

① 災害応急対策業務

優先 順位	応急・復旧業務	業務概要	業務開始局面					
			①	②	③	④	⑤	⑥
1	環境保全対策に関すること	・設営 ・通報等の受付体制 ・現地調査・情報収集 ・災害状況の整理応急措置の指導 ・モニタリング実施						
2	防疫（消毒、駆除）に関すること	・消毒対策班の設置 ・情報収集及び対応の決定 ・消毒作業チームの編成及び消毒の実施						
3	動物対策に関すること	・避難動物の情報収集 ・医療活動の要請 ・食餌・飼育用備品の不足状況の情報収集及び配給の要請 ・医療活動場所の情報収集及び発信 ・要救護動物の情報収集 ・ペットボランティアの要請 ・ペット救護所等を設置する場合の公共用地の提供及び避難者への周知						

(5) 環境業務課

① 災害応急対策業務

優先 順位	応急・復旧業務	業 務 概 要	業 務 開 始 局 面					
			①	②	③	④	⑤	⑥
1	ごみの収集に 関すること	・情報収集・整理（施 設との連絡調整含 む） ・必要な人員・車両 の確保 ・避難所及びごみ集 積所の確認 ・収集体制の検討及 び決定（収集スケ ジュール、分別区 分等の変更含む） ・緊急集積所の把握 ・収集開始（避難所） ・収集開始（ごみ集 積所） ・収集開始（緊急集 積所）						
2	トイレ対策の総 括及びし尿の収 集（仮設トイレの 配置計画含む）に 関すること	・情報収集・整理 ・し尿収集必要量の 推計 ・仮設トイレの配置 計画の策定 ・必要な人員・車両 の確保 ・簡易トイレ袋の確 保・配布 ・仮設トイレの設置 ・収集開始（避難所、 仮設トイレ及び一 般家庭）						

② 通常業務の中で業務継続の優先度が高いもの

回復優先 順位	業 務 名	回復局面	回復レベル
1	し尿収集業務委託	④	通常収集の再開
2	ごみ収集業務委託	④	通常収集の再開
3	民間回収システム支援事業	⑥	通常収集の再開
4	し尿収集関連業務	⑥	公衆便所の利用再開

(6) 東部クリーンセンター

① 災害応急対策業務

優先 順位	応急・復旧業務	業務概要	業務開始局面					
			①	②	③	④	⑤	⑥
1	避難所開設に 関すること	・避難所直行職員に よる避難所の開 設・運営補助						
2	し尿処理施設の 被害調査、応急・ 復旧対策に關 すること	・し尿処理施設の被 害状況確認 ・被害箇所に対する 修繕に向けた計画 の検討及び契約の 実施						
3	し尿の処理に關 すること	・受入可能量の検討 ・避難所、仮設トイ レ及び一般家庭等 からのし尿の受け 入れ・処理						

② 通常業務の中で業務継続の優先度が高いもの

回復優先 順位	業務名	回復局面	回復レベル
1	運転委託業務	③	し尿処理施設の運転管理
2	維持管理業務	③	し尿処理に伴う薬品調達
3	汚泥運搬等委託業務	③	汚泥の運搬処分先確保、調整
4	整備業務	⑥	し尿処理施設の定期的な修繕、 工事

(7) 日暮クリーンセンター

① 災害応急対策業務

優先 順位	応急・復旧業務	業務概要	業務開始局面					
			①	②	③	④	⑤	⑥
1	ごみ処理施設の被害調査、応急・復旧対策に関すること	・清掃施設、最終処分場の被害状況確認 ・被害箇所に対する修繕に向けた計画の検討及び契約の実施						
2	災害廃棄物の処理に関すること	・情報収集 ・受入可能量の検討 ・災害廃棄物の受け入れ・処理 ・災害廃棄物の処理協力先との連絡・調整						

② 通常業務の中で業務継続の優先度が高いもの

回復優先 順位	業務名	回復局面	回復レベル
1	ごみの受入搬出・設備の維持管理 (日暮最終処分場) 搬出計画、集計・報告 (日暮クリーンセンター、ごみ中継施設) ごみの搬入搬出計画 (リサイクルセンター)	③	施設の運転開始 ※施設の内訳 ・日暮クリーンセンター ・日暮最終処分場 ・リサイクルセンター ・ごみ中継施設 ・民間事業者(資源ごみ、PETボトル)

2	受付業務委託 （リサイクルセンター） 搬入者電話予約対応 （日暮クリーンセンター）	③	市民等のごみ持ち込みに係る 予約開始
3	定期整備修繕 （日暮最終処分場） 定期整備修繕、工事 （日暮クリーンセンター） 整備修繕、工事 （リサイクルセンター、ごみ 中継施設）	④	施設の整備完了後 ※施設の内訳 ・日暮クリーンセンター ・日暮最終処分場 ・リサイクルセンター ・ごみ中継施設
4	工場・施設における運転管理 委託の監理 （日暮クリーンセンター、リ サイクルセンター） 施設における運転管理委託の 監理 （ごみ中継施設）	④	施設の運転開始 ※施設の内訳 ・日暮クリーンセンター ・リサイクルセンター ・ごみ中継施設

(8) 和名ヶ谷クリーンセンター

① 災害応急対策業務

優先 順位	応急・復旧業務	業 務 概 要	業 務 開 始 局 面						
			①	②	③	④	⑤	⑥	
1	避難所開設に 関すること	・避難所直行職員に よる避難所の開 設・運営補助							
2	ごみ処理施設の 被害調査、応急・ 復旧対策に 関すること	・ごみ処理施設の被 害状況確認 ・被害箇所に対する 修繕に向けた計画 の検討及び契約の 実施							
3	災害廃棄物の処 理に 関すること	・情報収集 ・受入可能量の検討 ・災害廃棄物の受け 入れ・処理 ・災害廃棄物の処理 協力先との連絡・ 調整							
									
									
									

② 通常業務の中で業務継続の優先度が高いもの

回復優先 順位	業 務 名	回復局面	回復レベル
1	和名ヶ谷クリーンセンター 管理運営事業・運転管理業務	③	焼却施設の運転再開
2	和名ヶ谷クリーンセンター 管理運営事業・焼却残灰等 運搬委託業務	③	焼却残灰の運搬再開
3	和名ヶ谷スポーツセンター 管理運営事業	④	施設利用再開に係わる情報 提供

9 保健医療部（健康医療部）

（１）健康医療政策課

① 災害応急対策業務

優先 順位	応急・復旧業務	業 務 概 要	業 務 開 始 局 面					
			①	②	③	④	⑤	⑥
1	避難所開設に すること	・避難所直行職員に よる避難所の開 設・運営補助						
2	保健医療部の統 括・調整に關する こと	・災害対応業務に關 する部内統括及び 対策本部事務局と の調整						
3	市救護本部の設 置・運営に關する こと	・救護本部の設置・ 運営 ・医療救護班の編成 ・医薬品・資機材の 確保 ・後方医療機関の 確保 ・被災者の健康管理						
								
								
								
								
4	救護所に關する こと	・応急救護所の設 置・運営 ・傷病者の搬送						
								
5	防疫に關するこ と	・感染症に対する啓 発活動 ・県への報告 ・感染症患者への 措置 ・消毒の実施						
								
								
								

② 通常業務の中で業務継続の優先度が高いもの

回復優先 順位	業 務 名	回復局面	回復レベル
1	健康危機管理に係る情報の収集及び緊急時対応の連絡調整に関すること。	④	感染症情報の集約・整理及び保健所との連絡、広報周知
2	夜間・救急医療事業	④	夜間小児急病センター、待機病院の再開
3	原爆被爆者見舞金の支給	⑥	見舞金の支給
4	戦没者弔慰金関係	⑥	弔慰金の支給

(2) 健康推進課

① 災害応急対策業務

優先 順位	応急・復旧業務	業 務 概 要	業 務 開 始 局 面					
			①	②	③	④	⑤	⑥
1	避難所開設に 関すること	・避難所直行職員に よる避難所の開設・ 運営補助						
2	市救護本部の設 置・運営に關する こと	・救護本部の設置・ 運営						
		・医療救護班の編成						
		・医薬品・資機材の 確保						
		・後方医療機関の 確保						
		・被災者の健康管理						
3	救護所に關する こと	・応急救護所の 設置・運営 ・傷病者の搬送						
4	保健衛生活動の 総括に關するこ と	・課内対応本部						
		・巡回医療						
		・食中毒等の予防						
		・避難所の防疫措置						
		・こころのケア						

② 通常業務の中で業務継続の優先度が高いもの 該当なし

(3) 予防衛生課

① 災害応急対策業務

優先 順位	応急・復旧業務	業 務 概 要	業 務 開 始 局 面					
			①	②	③	④	⑤	⑥
1	避難所開設に 関すること	・避難所直行職員に よる避難所の開設・ 運営補助						
2	市救護本部の設 置・運営に關する こと	・救護本部の設置・ 運営						
		・医療救護班の編成						
		・医薬品・資機材の 確保						
		・後方医療機関の 確保						
		・被災者の健康管理						
3	救護所に關する こと	・応急救護所の 設置・運営						
		・傷病者の搬送						
4	遺体の処理・埋火 葬の統括に關す ること	・遺体収容所の設置						
		・遺体の搬送						
		・遺体の処置、安置						
		・検視、検案、火葬						
		・遺体、遺骨の引渡 し						
5	防疫（予防衛生） に關すること	・入浴情報の提供						
		・臨時の予防接種の 実施						

② 通常業務の中で業務継続の優先度が高いもの 該当なし

(4) 国保年金課

① 災害応急対策業務

優先 順位	応急・復旧業務	業 務 概 要	業 務 開 始 局 面					
			①	②	③	④	⑤	⑥
1	避難所開設に すること	・避難所直行職員に よる避難所の開設・ 運営補助						
2	市救護本部の設 置・運営に關する こと	・救護本部の設置・ 運営 ・医療救護班の編成 ・医薬品・資機材の 確保 ・後方医療機関の 確保 ・被災者の健康管理						
								
								
								
								
3	救護所に關する こと	・応急救護所の 設置・運営 ・傷病者の搬送						
								

② 通常業務の中で業務継続の優先度が高いもの

回復優先 順位	業 務 名	回復局面	回復レベル
1	国民健康保険 資格・交付 事務	③	受付、発行の開始及びその管理
2	国民健康保険 加入脱退事務	③	受付の開始及びその管理
3	後期高齢医療制度管理事務	③	被保険者証等の受付、発行の開 始及びその管理
4	国民年金 書類受付・相談 対応	③	受付の開始及びその管理
5	国民健康保険 課税事務	④	保険料減免等の受付
6	後期高齢医療制度保険料賦課 事務	④	減免に係る申請書等の受付
7	国民健康保険 給付事務	④	申請の受付開始
8	後期高齢医療制度給付事務	④	申請の受付開始

10 福祉1部（福祉長寿部）

（1）福祉政策課

① 災害応急対策業務

優先 順位	応急・復旧業務	業 務 概 要	業 務 開 始 局 面					
			①	②	③	④	⑤	⑥
1	避難所開設に 関すること	・避難所直行職員に よる避難所の開 設・運営補助						
2	福祉1部の統括・ 調整に関するこ と	・災害対応業務に関 する部内統括及び 対策本部事務局と の調整						
3	災 害 福 祉 対 策 本 部の設置・運営に 関すること	・災害福祉対策本部 の設置・運営						
		・情報収集・整理						
		・地域福祉避難所の 開設判断・調整						
		・二次福祉避難所の 開設判断・調整						
4	災 害 ボ ラ ン テ ィ ア セ ン タ ー の 設 置 要 請 ・ 連 絡 調 整 に 関 す る こ と	・松戸市社会福祉協 議会へ災害ボラン ティアセンターの 設置要請及び委託 契約書の締結						
		・社会福祉協議会と の連絡調整						
		・関係各課との連絡 調整						
		・ボランティアニー ズの把握及び社会 福祉協議会へ情報 共有						

(2) 高齢者支援課

① 災害応急対策業務

優先 順位	応急・復旧業務	業 務 概 要	業 務 開 始 局 面							
			①	②	③	④	⑤	⑥		
1	避難所開設に関する こと	・避難所直行職員による避難所の開設・運営補助								
2	高齢者及び障害者等要配慮者の支援に関する こと	・避難所における要配慮者等に関する情報収集 ・福祉避難所の開設・運営 ・人員の確保 ・関係機関との連絡調整 ・2次福祉避難所への搬送								
										
										
3	地域福祉避難所（老人福祉センター等）の開設・運営に関する こと	・地域福祉避難所の状況把握（安全性の確認） ・施設利用者の避難誘導、応急処置等の対応 ・開設場所の決定 ・職員の派遣及び開設準備、物資・人員の確保 ・開設及び運営 ・保健医療部と連携し、二次福祉避難所への移送者の判断及び対応								
										
										

- ② 通常業務の中で業務継続の優先度が高いもの
該当なし

(3) 地域包括ケア推進課

① 災害応急対策業務

優先 順位	応急・復旧業務	業務概要	業務開始局面					
			①	②	③	④	⑤	⑥
1	避難所開設に 関すること	・避難所直行職員に よる避難所の開 設・運営補助						
2	高齢者及び障害 者等要配慮者の 支援に関するこ と	・避難所における要 配慮者等に関する 情報収集 ・福祉避難所の開 設・運営 ・人員の確保 ・関係機関との連絡 調整 ・2次福祉避難所へ の搬送						
								
								
								
								
3	地域福祉避難所 (老人福祉セン ター等)の開 設・運営に関す ること	・地域福祉避難所の 状況把握(安全性 の確認) ・施設利用者の避難 誘導、応急処置等 の対応 ・開設場所の決定 ・職員の派遣及び開 設準備、物資・人 員の確保 ・開設及び運営 ・保健医療部と連携 し、二次福祉避難 所への移送者の判 断及び対応						
								
								
								
								
								

4	二次福祉避難所 （協定を締結している県立特別支援学校や特別養護老人ホーム）の設置・運営に関する事	・二次福祉避難所の状況把握（安全性の確認） ・開設場所の決定 ・職員を派遣し、開設準備、物資・人員の確保 ・開設及び運営 ・地域福祉避難所の状況確認及び受入調整						
---	---	--	--	--	--	--	--	--

② 通常業務の中で業務継続の優先度が高いもの

回復優先 順位	業 務 名	回復局面	回復レベル
1	地域包括支援センターに関する事	③	地域包括支援センターとしての機能が回復すること
2	養護老人ホームへの入所措置	⑥	相談体制の確立
3	成年後見制度 市長申立て	⑥	相談体制の確立

(4) 介護保険課

① 災害応急対策業務

優先 順位	応急・復旧業務	業 務 概 要	業 務 開 始 局 面					
			①	②	③	④	⑤	⑥
1	避難所開設に 関すること	・避難所直行職員に よる避難所の開 設・運営補助						
2	高齢者等要配慮 者の支援に関す ること	・所管システムの被 害状況確認・復旧・ 運営管理						
		・在宅要援護者の安 否確認						
		・要配慮者の避難支 援						
		・避難所での支援、 福祉避難所への移 送						
		・在宅要配慮者への 支援						
		・相談窓口の開設						
3	地域福祉避難所 （老人福祉セン ター等）の開設・ 運営に関すること	・地域福祉避難所の 状況確認及び受入 れ調整						
4	二次福祉避難所 （協定を締結し ている県立特別 支援学校や特別 養護老人ホーム の設置・運営に関 すること	・二次福祉避難所の 状況確認及び受入 れ要請						

② 通常業務の中で業務継続の優先度が高いもの

回復優先 順位	業 務 名	回復局面	回復レベル
1	介護保険管理事業の総合調整 に関すること	③	連絡調整体制の確立
2	介護保険被保険者の資格・交 付に関すること	④	相談、申請受付及び事務処理体 制の確立
3	介護保険認定に関すること	④	相談、申請受付及び事務処理体 制の確立
4	各サービスの利用・給付に関 すること	④	相談、申請受付及び事務処理体 制の確立
5	介護保険料の減免・徴収猶予 に関すること	④	相談、申請受付及び事務処理体 制の確立

※上記業務実施のための前提条件

○委託職員に関すること

- ・委託職員の安否確認
- ・委託職員の招集
- ・委託職員による通常業務開始準備

○介護保険事業者に関すること

- ・施設の被災状況の把握

○システムの復旧

- ・情報政策課との連携による

(5) 生活支援課

① 災害応急対策業務

優先 順位	応急・復旧業務	業務概要	業務開始局面					
			①	②	③	④	⑤	⑥
1	避難所開設に関すること	・避難所直行職員による避難所の開設・運営補助						
2	要配慮者等の人的被害調査対策に関すること	・住民の安否情報の収集・整理 ・情報の入手						
								

② 通常業務の中で業務継続の優先度が高いもの

回復優先 順位	業務名	回復局面	回復レベル
1	生活保護法第19条第1項から第3項までの規定による保護の決定及び実施	④	生活保護申請受付体制の確立及び決定・支給業務の確立
2	生活保護法第27条の2に規定する要保護者に係る相談及び助言	④	要保護者に係る相談体制の確立及び助言業務の実施
3	中国残留邦人等支援法第14条の規定による支援給付の決定及び実施	④	中国残留邦人等の受付支援業務の確立
4	生活保護法第70条に規定する保護費等の給付	⑥	生活保護費の支給業務の確立
5	中国残留邦人等支援法第14条の規定による支援給付の給付	⑥	中国残留邦人等支援給付費支給業務の確立

(6) 障害福祉課

① 災害応急対策業務

優先 順位	応急・復旧業務	業務概要	業務開始局面					
			①	②	③	④	⑤	⑥
1	避難所開設に関する こと	・避難所直行職員による避難所の開設・運営補助						
2	障害者等要配慮者の支援に関する こと	・在宅要配慮者の安否確認・避難支援 ・在宅要配慮者への支援						
3	地域福祉避難所（老人福祉センター等）の開設・運営に関する こと	・地域福祉避難所の開設・運営補助、状況確認・受入調整						
4	二次福祉避難所（協定を締結している県立特別支援学校や特別養護老人ホーム）の設置・運営に関する こと	・二次福祉避難所の開設・運営補助、状況確認・受入要請						
5	災害弔慰金の支給等の事務の補助に関する こと	・災害弔慰金の申請受付・支給等の事務補助						

② 通常業務の中で業務継続の優先度が高いもの

回復優先 順位	業 務 名	回復局面	回復レベル
1	コミュニケーション支援事業	③	手話通訳者・要約筆記奉仕員の配置
2	障害者虐待防止対策支援業務	④	被虐待者が、虐待を受けることがない状況におかれること
3	重層的支援体制整備事業	⑤	電話等による相談支援体制の確立

(7) 指導監査課

① 災害応急対策業務

優先 順位	応急・復旧業務	業 務 概 要	業 務 開 始 局 面					
			①	②	③	④	⑤	⑥
1	避難所開設に関する こと	・避難所直行職員による 避難所の開設・運営補助						
2	高齢者及び障害者等要 配慮者の支援に関する こと	・要援護者の安否確認、 避難支援 ・避難所での支援、福祉 避難所への移送 ・相談窓口の開設そ 他の支援						
								
								
3	地域福祉避難所（老人福祉 センター等）の開設・運 営に関する こと	・地域福祉避難所の状況 確認・受入調整						
4	二次福祉避難所（協定を締 結している県立特別支援 学校や特別養護老人ホ ーム）の設置・運営に 関する こと	・二次福祉避難所の状況 確認・受入要請						

② 通常業務の中で業務継続の優先度が高いもの 該当なし

(8) 健康福祉会館

① 災害応急対策業務

優先 順位	応急・復旧業務	業 務 概 要	業 務 開 始 局 面					
			①	②	③	④	⑤	⑥
1	避難所開設に関する こと	・ 避難所直行職員による避難所の開設・運営補助						
2	二次福祉避難所の設置・運営に関する こと	・ 二次福祉避難所の状況把握（安全性の確認） ・ 施設利用者の避難誘導、応急処置等の対応 ・ 職員の派遣及び開設準備、物資・人員の確保 ・ 開設及び運営 ・ 保健医療部と連携し、医療機関への移送者の判断及び対応						
								
								
								
								

② 通常業務の中で業務継続の優先度が高いもの

回復優先 順位	業 務 名	回復局面	回復レベル
1	センターの管理運営に関する こと	⑤	障害者福祉センター及びこども 発達センター再開可否の判断 障害者福祉センター及びこども 発達センターとしての残存機能 の確認
2	障害者関係福祉団体に対す る支援及び育成に関するこ と	⑥	障害者関係福祉団体への情報提 供および連絡調整
3	児童に係る各種相談及び指 導に関すること	⑥	支援業務体制の確立
4	児童の診察及び検査に関す ること	⑥	支援業務体制の確立
5	心身障害児の通園施設業務 の関すること	⑥	支援業務体制の確立
6	障害児相談支援に関するこ と	⑥	電話等による相談支援体制の確 立
7	児童に係る身体障害者手帳 及び療育手帳に関する主管 課との連絡に関すること	⑥	申請書受理、事務処理体制の確 立
8	児童に係る各種給付制度に 関する主管課との連絡に関 すること	⑥	申請書受理、事務処理体制の確 立

1 1 福祉2部（子ども部）

（1）子ども政策課

① 災害応急対策業務

優先 順位	応急・復旧業務	業 務 概 要	業 務 開 始 局 面					
			①	②	③	④	⑤	⑥
1	避難所開設に 関すること	・避難所直行職員に よる避難所の開 設・運営補助						
2	子ども部の統括・ 調整に関するこ と	・災害対応業務に関 する部内統括及び 対策本部事務局と の調整						
3	避難所（市民セン ター、体育施設を 除く）の運営支援 に関すること	・教育2部との連絡 調整 ・避難所運営補助						
								
4	応急保育に関す ること	・情報収集 ・応急保育 ・保育の再開						
								
5	防疫（保健衛生） の補助に関する こと	・感染症に対する啓 発活動 ・県への報告 ・感染者患者への措 置 ・消毒の実施 ・臨時の予防接種の 実施						
								
								
								
								

② 通常業務の中で業務継続の優先度が高いもの

回復優先 順位	業 務 名	回復局面	回復レベル
1	LINE による情報発信の導入・ 管理運営	③	情報配信

(2) 子育て支援課

① 災害応急対策業務

優先 順位	応急・復旧業務	業 務 概 要	業 務 開 始 局 面					
			①	②	③	④	⑤	⑥
1	避難所開設に 関すること	・避難所直行職員に よる避難所の開 設・運営補助						
2	避難所（市民セン ター、体育施設を 除く）の運営支援 に關すること	・教育2部との連絡 調整 ・避難所運営補助						
								
3	応急保育に關す ること（放課後児 童クラブ対策）	・連絡用職員の配置 ・安否確認及び情報 収集・発信 ・施設の安全確認 ・児童の引き取り、 委託業者との連絡 等 ・再開の検討						
								
								
4	防疫（保健衛生） の補助に關する こと	・感染症に対する啓 発活動 ・県への報告 ・感染症患者への措 置 ・消毒の実施 ・臨時の予防接種の 実施						
								
								
								

② 通常業務の中で業務継続の優先度が高いもの

回復優先 順位	業務名	回復局面	回復レベル
1	放課後児童健全育成事業運営 業務（放課後児童クラブ）	③	児童の受入れと見守り

(3)子どもわかもの課

① 災害応急対策業務

優先 順位	応急・復旧業務	業 務 概 要	業 務 開 始 局 面					
			①	②	③	④	⑤	⑥
1	避難所開設に関する こと	・避難所直行職員に よる避難所の開 設・運営補助						
2	避難所（市民セン ター、体育施設を 除く）の運営支援 に関する こと	・教育2部との連絡 調整 ・避難所運営補助						
								
3	応急保育に関す ること	・情報収集 ・応急保育 ・保育の再開						
								
4	防疫（保健衛生） の補助に関する こと	・感染症に対する啓 発活動 ・県への報告 ・感染者患者への措 置 ・消毒の実施 ・臨時の予防接種の 実施						
								
								
								
								

② 通常業務の中で業務継続の優先度が高いもの

回復優先 順位	業 務 名	回復局面	回復レベル
1	児童館・こども館・移動児童 館の管理運営	⑥	開設運営
2	おやこDE広場・ほっとるー むの管理運営	⑥	開設運営
3	松戸市青少年プラザ・中高生 の居場所の管理運営	⑥	開設運営
4	こどもの遊び場維持管理	⑥	開設運営

(4) こども家庭センター

① 災害応急対策業務

優先 順位	応急・復旧業務	業務概要	業務開始局面					
			①	②	③	④	⑤	⑥
1	避難所開設に 関すること	・避難所直行職員に よる避難所の開 設・運営補助						
2	避難所（市民セン ター、体育施設を 除く）の運営支援 に關すること	・教育2部との連絡 調整 ・避難所運営補助						
								
3	防疫（保健衛生） の補助に關する こと	・感染症に対する啓 発活動 ・県への報告 ・感染症患者への措 置 ・消毒の実施 ・臨時の予防接種の 実施						
								
								
								
								

② 通常業務の中で業務継続の優先度が高いもの

回復優先 順位	業務名	回復局面	回復レベル
1	家庭児童相談関係業務	④	児童について緊急対応が必要な場合は電話やメールで対応を行う。
2	女性相談に關すること	④	女性相談者で緊急対応が必要な場合は電話やメールで対応を行う。
3	母子保健型利用者支援業務	④	対象者の状況確認を行う。
4	養育支援訪問業務	④	・対象者の状況確認を行う。 ・関係機関との連絡調整を行い、受入体制を確保する。

(5) 幼児教育課

① 災害応急対策業務

優先 順位	応急・復旧業務	業務概要	業務開始局面					
			①	②	③	④	⑤	⑥
1	避難所開設に関する こと	・避難所直行職員による避難所の開設・運営補助						
2	避難所（市民センター、体育施設を除く）の運営支援に関する こと	・教育2部との連絡調整 ・避難所運営補助						
								
3	応急保育に関する こと	・情報収集 ・応急保育 ・保育の再開						
								
								
4	防疫（保健衛生）の補助に関する こと	・感染症に対する啓発活動 ・県への報告 ・感染者患者への措置 ・消毒の実施 ・臨時の予防接種の実施						
								
								
								
								

② 通常業務の中で業務継続の優先度が高いもの

回復優先 順位	業務名	回復局面	回復レベル
1	子育てのための施設等利用給付事業	⑤	申請の受付、管理
2	私立幼稚園預かり保育促進業務	⑤	申請の受付、管理
3	利用者実費負担軽減業務	⑤	申請の受付、管理

(6) 保育課

① 災害応急対策業務

優先 順位	応急・復旧業務	業 務 概 要	業 務 開 始 局 面					
			①	②	③	④	⑤	⑥
1	避難所開設に 関すること	・避難所直行職員に よる避難所の開 設・運営補助						
2	避難所（市民セン ター、体育施設を 除く）の運営支援 に關すること	・教育2部との連絡 調整 ・避難所運営補助						
								
3	応急保育に關す ること	・施設の安全確認及 び情報収集 ・応急保育 ・保育の再開						
								
4	防疫（保健衛生） の補助に關する こと	・感染症に対する啓 発活動 ・県への報告 ・感染症患者への措 置 ・消毒の実施 ・臨時の予防接種の 実施						
								
								
								
								

② 通常業務の中で業務継続の優先度が高いもの

回復優先 順位	業 務 名	回復局面	回復レベル
1	保育所等の保育、栄養及び保 健衛生の調整・協議に關する こと	③	特別保育の実施

1 2 街づくり1部（街づくり部）

（1）都市計画課

① 災害応急対策業務

優先 順位	応急・復旧業務	業 務 概 要	業 務 開 始 局 面					
			①	②	③	④	⑤	⑥
1	避難所開設に すること	・避難所直行職員に よる避難所の開 設・運営補助						
2	街づくり1部の 統括・調整に関 すること	・災害対応業務に関 する部内統括及び 対策本部事務局と の調整						
3	土砂災害の警戒 にすること	・現地調査指示 ・土砂災害警戒区域 の情報収集・現地 調査 ・応急措置依頼						
4	建築物及び宅地 の応急危険度判 定にすること	・被災宅地の調査 及び判定 ・判定結果の取りま とめ						
5	復興都市計画に すること	・災害復興計画が策 定された後、検討 策定						

② 通常業務の中で業務継続の優先度が高いもの

回復優先 順位	業 務 名	回復局面	回復レベル
1	都市計画関連指導業務	⑥	都市計画施設等区域内の建築行為に関する届出等を受けて行う、許可書等の交付
2	景観関係 民間協議関係業務	⑥	景観法及び松戸市景観条例に基づく、事前協議の実施及び届出の受取
3	屋外広告物適正掲出事業 設置許可申請 関連調査・審査関連業務	⑥	千葉県屋外広告物条例に基づく、許可書の交付
4	土地利用関連計画策定事業 計画策定業務	⑥	松戸市立地適正化計画（都市再生特別措置法）に基づく届出
5	都市計画決定事業 都市施設関連、土地利用関連	⑥	都市計画変更（区域区分、用途地域、地区計画、都市計画道路等）
6	都市計画決定事業 都市計画審議会開催関連	⑥	審議会開催事務の再開
7	都市計画決定事業 土地利用関連	⑥	都市計画基礎調査（都市計画法第6条により県内一斉に行う調査）
8	都市計画道路計画策定事業 調査検討業務	⑥	パーソントリップ調査（全国及び東京都市圏の対象都市において一斉に行うもの）

(2) 街づくり課

① 災害応急対策業務

優先 順位	応急・復旧業務	業 務 概 要	業 務 開 始 局 面					
			①	②	③	④	⑤	⑥
1	避難所開設に 関すること	・避難所直行職員に よる避難所の開 設・運営補助						
2	市有建築物の点 検、被害調査、応 急・復旧対策に関 すること	・市有建築物（松戸 駅西口地下駐車 場）の点検・調査及 び応急措置						
3	土砂災害の警戒 に関すること	・現地調査指示 ・土砂災害警戒区域 の情報収集・現地 調査						
4	被災家屋の修理・ 障害物除去等に関 すること	・情報収集 ・実施判断及び基準 ・申請受付及び審査						

② 通常業務の中で業務継続の優先度が高いもの

回復優先 順位	業 務 名	回復局面	回復レベル
1	松戸駅周辺施設等整備業務 （都市再生整備計画事業・デ ッキ工事）	③	委託業者とともに被害状況確 認の上、連絡体制の確立
2	松戸駅西口地下駐車場	⑤	通常営業の再開

(3) 区画整理課

① 災害応急対策業務

優先 順位	応急・復旧業務	業 務 概 要	業 務 開 始 局 面					
			①	②	③	④	⑤	⑥
1	避難所開設に 関すること	・避難所直行職員に よる避難所の開 設・運営補助						
2	市有建築物の点 検、被害調査、応 急・復旧対策に関 すること	・市有建築物、公園、 都市計画道路3・4・ 18の点検・調査及 び応急措置						
3	土砂災害の警戒 に関すること	・現地調査の実施						
		・「土砂災害警戒情 報」発令後の現地 調査						
4	被災家屋の修理・ 障害物除去等に関 すること	・情報収集						
		・実施判断及び基準 ・申請受付及び審査						

② 通常業務の中で業務継続の優先度が高いもの

回復優先 順位	業 務 名	回復局面	回復レベル
1	土地区画整理整備業務	③	地区内及び現場事務所安全確認の上、連絡体制の確立
2	都市計画道路 3・4・18号馬橋根木内線	③	委託業者とともに被害状況確認の上、連絡体制の確立

(4) 交通政策課

① 災害応急対策業務

優先 順位	応急・復旧業務	業務概要	業務開始局面					
			①	②	③	④	⑤	⑥
1	避難所開設に 関すること	・避難所直行職員に よる避難所の開 設・運営補助						
2	交通機関（鉄道・ バス）との連絡調 整、帰宅困難者・ 滞留者への情報 提供に関するこ と	・対策本部から情報 収集 ・交通機関との連絡 調整 ・現地調査及び誘導 ・情報の整理・提供 作業						
								
								
								
3	市有建築物の点 検、被害調査、応 急・復旧対策に関 すること	・市営駐輪場の被害 状況の調査 ・市営駐輪場の応 急・復旧作業						
								

② 通常業務の中で業務継続の優先度が高いもの

回復優先 順位	業務名	回復局面	回復レベル
1	交通利便性向上検討業務	⑥	コミュニティバスの運行
2	自転車駐車場維持管理業務	⑥	自転車駐車場利用者の受付や 自転車の整理
3	放置自転車撤去業務	⑥	委託事業者に連絡を取り、放置 禁止区域内の放置自転車の撤 去実施

(5) みどりと花の課

① 災害応急対策業務

優先 順位	応急・復旧業務	業 務 概 要	業 務 開 始 局 面					
			①	②	③	④	⑤	⑥
1	市有建物、公園の 点検、被害調査、 応急・復旧対策に 関すること	・点検、被害調査、安 全確保 ・応急・復旧対策						
								

② 通常業務の中で業務継続の優先度が高いもの

回復優先 順位	業 務 名	回復局面	回復レベル
1	農地保全規制事業	⑥	生産緑地地区の申請受付等に係る業務
2	樹林地等保全業務	⑥	助成金に係る業務
3	公共用地等緑化事業	⑥	敷地内緑化指導

(6) 公園緑地課

① 災害応急対策業務

優先 順位	応急・復旧業務	業務概要	業務開始局面					
			①	②	③	④	⑤	⑥
1	臨時ヘリポートの設置・管理に関する事	・ヘリポートの適地の状況把握 ・自衛隊等の関係機関との連絡・調整 ・ヘリポート設置及び安全要因の確保 ・ヘリポートの機材の確保及び機材の設置						
								
								
								
2	市有建築物、公園の点検、被害調査、応急・復旧対策に関する事	・公園の点検、被害調査 ・園内及び周辺道路の安全確保 ・応急・復旧対策						
								
								
3	建築物及び宅地の応急危険度判定に関する事	・被災宅地の調査及び判定						

②-1 通常業務の中で業務継続の優先度が高いもの（公園緑地課）

回復優先 順位	業 務 名	回復局面	回復レベル
1	維持管理業務	⑥	公園緑地の維持管理に関する業務
2	維持管理業務（ゆいの花公園）	⑥	ゆいの花公園の運営管理に関する業務
3	都市公園法及び松戸市都市公園条例に基づく業務	⑥	占用物、行為許可等の許可に関する業務
4	宅地開発事業等に関する条例に基づく業務	⑥	宅地開発事業等に関する条例に基づく提供公園の指導、協議、検査に関すること。

②-2 通常業務の中で業務継続の優先度が高いもの
（21世紀の森と広場管理事務所）

回復優先 順位	業 務 名	回復局面	回復レベル
1	維持管理関係	⑥	21世紀の森と広場の維持管理に関する業務
2	駐車場関係	⑥	駐車場の利用及び管理に関すること
3	運営関係	⑥	21世紀の森と広場の企画運営に関すること

(7) 住宅政策課

① 災害応急対策業務

優先 順位	応急・復旧業務	業務概要	業務開始局面					
			①	②	③	④	⑤	⑥
1	避難所開設に 関すること	・避難所直行職員に よる避難所の開 設・運営補助						
2	土砂災害の警戒 に關すること	・現地調査の実施 ・「土砂災害警戒情 報」発令後の現地 調査 ・情報収集、状況確 認及び結果報告 ・「土砂災害警戒情 報」発令後の現地 調査の情報収集・ 状況確認及び結果 報告						
								
								
3	市有建築物の被 害調査及び応急・ 復旧対策に關す ること	・市営住宅の被害状 況調査 ・市営住宅の応急 修理						
								
4	建築物及び宅地 の応急危険度判 定に關すること (被災宅地危険 度判定対策)	・判定実施本部の 設置・運営 ・判定実施計画の 作成 ・判定実施チーム 及び班の編成 ・判定調査 ・判定結果の取りま とめ ・判定結果の処理						
								
								
								
								

5	被災家屋の修理・ 障害物除去等に関する こと	・情報収集 ・実施判断及び基準 ・申請受付及び審査 ・工事実施及び完了						
6	仮設住宅等の確保・ 管理に関する こと	・災害対策本部と連携し仮設住宅の必要概数を把握 ・仮設住宅建設候補地の状況確認 ・民間賃貸住宅等の情報収集 ・仮設住宅の設置依頼 ・入居者希望調査 ・最終建設戸数の確定、仮設住宅の申込受付						
								
								
								
								
								
7	被害家屋認定調査（二次調査）の 協力に関する こと	・被害状況調査（第2次調査）の協力						

② 通常業務の中で業務継続の優先度が高いもの

回復優先 順位	業 務 名	回復局面	回復レベル
1	都市計画法に基づく開発許可 業務	⑥	開発行為許可に係る体制の確立
2	宅地造成等規制法に基づく宅 地造成工事等の許可業務	⑥	宅地造成工事等許可に係る体制の確立
3	宅地開発事業等に係る事前協 議の承認	⑥	事前協議の承認に係る体制の確立

(8) 建築指導課

① 災害応急対策業務

優先 順位	応急・復旧業務	業 務 概 要	業 務 開 始 局 面					
			①	②	③	④	⑤	⑥
1	避難所開設に関する こと	・避難所直行職員による避難所の開設・運営補助						
2	建築物及び宅地の応急危険度判定に関する こと (被災建築物応急危険度判定対策)	・被災情報の収集 ・判定実施判断 ・判定実施本部設置 ・判定実施本部業務 ・判定コーディネーター業務 ・判定実施						
								
								
								
								
3	土砂災害の警戒に関する こと (土砂災害警戒対策)	・現地調査の実施 ・「土砂災害警戒情報」発令後の現地調査 ・情報收拾・状況確認および結果報告 ・「土砂災害警戒情報」発令後の現地調査の情報収集・状況確認及び結果報告						
								
								
								
4	建築物及び宅地の応急危険度判定に関する こと (被災宅地危険度判定対策)	・判定調査 ・判定結果の取りまとめ						
								
5	被災家屋の修理・障害物除去等に関する こと (家屋応急修理・	・申請受付及び審査 ・工事実施及び完了						
								

	障害物除去対策)							
6	被害家屋認定調査（二次調査）の協力に関すること	・「被災家屋の修理・障害物除去等に関すること」に含む						

② 通常業務の中で業務継続の優先度が高いもの

回復優先順位	業 務 名	回復局面	回復レベル
1	助成業務	⑤	申請受付体制の確立
2	解体工事届出審査業務	⑤	受付、審査業務の執行
3	建築物、建築設備、昇降機等の定期報告業務	⑤	建築基準法に基づく第12条報告書及び概要書閲覧申請受付体制の確立
4	建築審査会に関する業務	⑤	建築基準法に基づく第43条第2項第二号許可申請に対する運営
5	中高層等建築物等の紛争及び苦情に関する業務	⑤	中高層建築物等の紛争予防条例に基づく届等受付体制の確立

(9) 建築審査課

① 災害応急対策業務

優先 順位	応急・復旧業務	業務概要	業務開始局面					
			①	②	③	④	⑤	⑥
1	避難所開設に 関すること	・避難所直行職員に よる避難所の開 設・運営補助						
2	土砂災害の警戒 に 関すること (土砂災害警戒 対策)	・現地調査の実施 ・「土砂災害警戒情 報」発令後の現地 調査 ・情報収集・状況確 認及び結果報告 ・「土砂災害警戒情 報」発令後の現地 調査の情報収集・ 状況確認及び結果 報告						
								
								
								
3	被災家屋の修理・ 障害物除去等に 関すること	・申請受付及び基準 ・工事実施及び完了						
								
4	建築物及び宅地 の応急危険度判 定に 関すること (被災建築物応 急危険度判定対 策)	・判定実施本部業務 ・判定コーディネ ーター業務 ・判定実施						
								
								
5	建築物及び宅地 の応急危険度判 定に 関すること (被災宅地危険 度判定対策)	・判定調査 ・判定結果の取りま とめ						
								

6	被害家屋認定調査（二次調査）の協力に関すること	・「被災家屋の修理・障害物除去等に関すること」に含む							
---	-------------------------	----------------------------	--	--	--	--	--	--	---

② 通常業務の中で業務継続の優先度が高いもの

回復優先順位	業 務 名	回復局面	回復レベル
1	建築確認申請等建築基準法関係法令に基づく業務	⑤	申請の受付・審査・検査・認定業務の執行
2	千葉県福祉のまちづくり条例に基づく特定施設の届出、審査等	⑤	千葉県福祉のまちづくり条例に基づく特定施設の届出、審査等の執行
3	狭あい道路後退用地等整備要綱に基づく契約等	⑥	建築基準法に基づく狭あい道路等の整備に係る指導・助言の執行
4	建築基準法の道路調査	⑥	建築基準法に基づく狭あい道路等の調査の執行

(10) 建築保全課

① 災害応急対策業務

優先 順位	応急・復旧業務	業務概要	業務開始局面					
			①	②	③	④	⑤	⑥
1	避難所開設に 関すること	・避難所直行職員に よる避難所の開 設・運営補助						
2	市有建築物、公園 の点検、被害調 査、応急・復旧対 策に關すること (公共施設対策)	・対策本部(庁舎)の 点検 ・活動拠点(支所)の 点検 ・学校・市民センタ ー等(避難施設)の 点検及び改修方法 の検討(ライフラインの確保)						
3	土砂災害の警戒 に關すること (土砂災害警戒 対策)	・現地調査の実施 ・「土砂災害警戒情 報」発令後の現地 調査 ・情報収集・状況確 認及び結果報告 ・「土砂災害警戒情 報」発令後の現地 調査の情報収集・ 状況確認及び結果 報告	 					
4	被災家屋の修理・ 障害物除去等に 關すること (家屋応急修理・ 障害物除去対策)	・申請受付及び審査 ・工事実施及び完了			 			

5	建築物及び宅地の応急危険度判定に関すること (被災建築物応急危険度判定対策)	・判定実施本部業務 ・判定コーディネーター業務 ・判定実施						
6	建築物及び宅地の応急危険度判定に関すること (被災宅地危険度判定対策)	・判定調査 ・判定結果の取りまとめ						
7	被害家屋認定調査(二次調査)の協力に関すること	・「被災家屋の修理・障害物除去等に関すること」に含む						

② 通常業務の中で業務継続の優先度が高いもの
該当なし

1 3 街づくり 2 部（都市再生部）

（1）松戸駅周辺整備振興課

① 災害応急対策業務

優先 順位	応急・復旧業務	業 務 概 要	業 務 開 始 局 面					
			①	②	③	④	⑤	⑥
1	避難所開設に 関すること	・避難所直行職員に よる避難所の開 設・運営補助						
2	街づくり 2 部の 統括・調整に關 すること	・災害対応業務に關 する部内統括及び 対策本部事務局と の調整						
3	土砂災害の警戒 に關すること	・現地調査指示 ・土砂災害警戒区域 の情報収集・現地 調査						
4	松戸駅周辺にお ける帰宅困難者・ 滞留者の情報取 集及び一時滞在 施設への誘導に 關すること	・帰宅困難者・滞留 者の情報収集 ・帰宅困難者・滞留 者の一時滞在施設 への誘導						
5	建築物及び宅地 の応急危険度判 定に關すること	・被災宅地の調査及 び判定						

② 通常業務の中で業務継続の優先度が高いもの

回復優先 順位	業 務 名	回復局面	回復レベル
1	土地区画整理整備業務	④	・土地区画整理地内の安全確保 ・連絡体制の確立
2	土地区画整理法に基づく許可 業務	④	76 条許可に係る体制の確立

(2) 新庁舎整備課

① 災害応急対策業務

優先 順位	応急・復旧業務	業務概要	業務開始局面					
			①	②	③	④	⑤	⑥
1	避難所開設に 関すること	・避難所直行職員に よる避難所の開 設・運営補助						
2	土砂災害の警戒 に關すること	・現地調査指示 ・土砂災害警戒区域 の情報収集・現地 調査						
3	松戸駅周辺にお ける帰宅困難者・ 滞留者の情報取 集及び一時滞在 施設への誘導に 關すること	・帰宅困難者・滞留 者の情報収集 ・帰宅困難者・滞留 者の一時滞在施設 への誘導						
								
4	建築物及び宅地 の応急危険度判 定に關すること	・被災宅地の調査及 び判定						

② 通常業務の中で業務継続の優先度が高いもの
該当なし

1 4 建設部

(1) 建設総務課

① 災害応急対策業務

優先 順位	応急・復旧業務	業 務 概 要	業 務 開 始 局 面						
			①	②	③	④	⑤	⑥	
1	建設部の統括・調整に関すること	・災害対応業務に関する部内統括及び対策本部事務局との調整							
2	道路・河川・下水道の点検、被害調査、応急・復旧対策に関すること	・情報の提供収集 整理・報告 ・緊急措置、交通規制 ・情報の提供 ・道路啓開 ・交通障害物の除去 ・交通の開放							
3	緊急輸送道路の確保に関すること	・情報の提供収集 整理・報告 ・緊急措置・交通規制 ・情報の提供 ・道路啓開 ・交通障害物の除去 ・交通の開放							

② 通常業務の中で業務継続の優先度が高いもの

回復優先 順位	業 務 名	回復局面	回復レベル
1	道路台帳の閲覧	④	道路台帳の閲覧開始
2	道路占用に関すること	⑤	受付体制の確立
3	公共基準点に関すること	⑤	受付体制の確立
4	開発行為に係る道路についての協議に関すること	⑥	開発行為に係る道路についての協議体制の確立

(2) 道路維持課

① 災害応急対策業務

優先 順位	応急・復旧業務	業務概要	業務開始局面					
			①	②	③	④	⑤	⑥
1	道路の点検、被害調査、応急・復旧対策に関すること	- 情報の提供収集 整理・報告 - 緊急措置、交通規制 - 情報の提供 - 道路啓開 - 応急補修工事、交通障害物の除去 - 工事完了、交通の開放						
								
								
2	緊急輸送道路の確保に関すること	- 情報の提供収集 整理・報告 - 緊急措置・交通規制 - 情報の提供 - 道路啓開 - 応急補修工事、交通障害物の除去 - 工事完了、交通の開放						
								
								
3	土砂災害の警戒、応急、復旧対策に関すること	- 情報の提供収集 整理・報告 - 緊急措置・交通規制 - 情報の提供、道路啓開 - 応急補修工事、交通障害物の除去 - 工事完了、交通の開放						
								

② 通常業務の中で業務継続の優先度が高いもの

回復優先 順位	業 務 名	回復局面	回復レベル
1	道路維持管理システムの管理 に関すること	③	道路維持管理システムの管理
2	施工中の現場対応に関するこ と	④	中断中の現場を取りまとめ監 督できる体制を確立
3	道路占用等に関すること	⑤	受付体制の確立
4	道路工事施行承認等に関する こと	⑥	受付体制の確立
5	開発行為及び管理移管に係る 道路についての協議に関する こと	⑥	開発行為に係る道路について の協議体制の確立

(3) 道路建設課

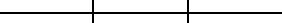
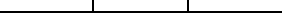
① 災害応急対策業務

優先 順位	応急・復旧業務	業務概要	業務開始局面					
			①	②	③	④	⑤	⑥
1	道路の点検、被害調査、応急・復旧対策に関すること	・情報の提供収集 整理・報告 ・緊急措置、交通規制 ・情報の提供 ・道路啓開 ・応急補修工事、交通障害物の除去 ・工事完了、交通の開放						
								
								
2	緊急輸送道路の確保に関すること	・情報の提供収集 整理・報告 ・緊急措置・交通規制 ・情報の提供 ・道路啓開 ・応急補修工事、交通障害物の除去 ・工事完了、交通の開放						
								
								

② 通常業務の中で業務継続の優先度が高いもの
該当なし

(4) 用地課

① 災害応急対策業務

優先 順位	応急・復旧業務	業務概要	業務開始局面					
			①	②	③	④	⑤	⑥
1	道路の点検、被害調査、応急・復旧対策に関すること	- 情報の提供収集 整理・報告 - 緊急措置、交通規制 - 情報の提供 - 道路啓開 - 応急補修工事、交通障害物の除去 - 工事完了、交通の開放						
								
								
								
2	緊急輸送道路の確保に関すること	- 情報の提供収集 整理・報告 - 緊急措置・交通規制 - 情報の提供 - 道路啓開 - 応急補修工事、交通障害物の除去 - 工事完了、交通の開放						
								
								
								

② 通常業務の中で業務継続の優先度が高いもの
該当なし

(5) 下水道経営課

① 災害応急対策業務

優先 順位	応急・復旧業務	業 務 概 要	業 務 開 始 局 面					
			①	②	③	④	⑤	⑥
1	下水道の点検、被害調査、応急・復旧対策に関する こと	・下水道災害対策担当の設置、運営 ・重要施設の緊急点検(処理場、ポンプ場、幹線、避難所の周辺管渠) ・被害箇所の把握 ・その他の施設の点検 ・応急復旧の実施 ・使用制限の広報 依頼						

② 通常業務の中で業務継続の優先度が高いもの

回復優先 順位	業 務 名	回復局面	回復レベル
1	下水道使用料	④	料金徴収や納付相談の行える体制を確立
2	出納及びその他の会計事務	⑥	収納・支払事務が行える体制を確立

(6) 下水道整備課

① 災害応急対策業務

優先 順位	応急・復旧業務	業 務 概 要	業 務 開 始 局 面					
			①	②	③	④	⑤	⑥
1	下水道の点検、被害調査、応急・復旧対策に関する こと	・下水道災害対策担当の設置、運営 ・重要施設の緊急点検(処理場、ポンプ場、幹線、避難所の周辺管渠) ・被害箇所の把握 ・その他の施設の点検 ・応急復旧の実施 ・使用制限の広報 依頼						
2	マンホールトイレの点検・管理に関する こと	・マンホールトイレシステムの稼働後、片付け、点検、清掃、補修及び修繕						

② 通常業務の中で業務継続の優先度が高いもの

回復優先 順位	業 務 名	回復局面	回復レベル
1	枿調査、設計積算、工事施工管理、占有協議	④	中断中の工事現場で監督できる体制の確立
2	開発協議、検査	⑤	電話、郵便、FAX、メールによる対応ができる体制の確立

(7) 下水道維持課

① 災害応急対策業務

優先 順位	応急・復旧業務	業 務 概 要	業 務 開 始 局 面					
			①	②	③	④	⑤	⑥
1	下水道の点検、被害調査、応急・復旧対策に関する こと	・下水道災害対策担当の設置、運営						
		・重要施設の緊急点検(処理場、ポンプ場、幹線、避難所の周辺管渠)						
		・被害箇所の把握						
		・その他の施設の点検						
		・応急復旧の実施						
		・使用制限の広報 依頼						
2	マンホールトイレの点検・管理に関する こと	・マンホールトイレシステムの稼働後、片付け、点検、清掃、補修及び修繕						

② 通常業務の中で業務継続の優先度が高いもの

回復優先 順位	業 務 名	回復局面	回復レベル
1	公共下水道の維持管理に関する こと	④	公共下水道維持管理業務体制の 確立
2	終末処理場及びポンプ場等に関する こと	④	終末処理場及びポンプ場等の 維持管理業務体制の確立
3	排水設備工事に 関すること	⑤	排水設備審査・検査業務体制の 確立

(8) 河川清流課

① 災害応急対策業務

優先 順位	応急・復旧業務	業 務 概 要	業 務 開 始 局 面					
			①	②	③	④	⑤	⑥
1	河川の点検、被害調査、応急・復旧対策に関するこ と	・河川、水路災害対策担当の設置運営 ・情報授受 ・河川水路施設及び重点施設の点検（準用河川、幹線水路、排水機場） ・その他の施設の点検（水路、ポンプ場、貯留池） ・被害状況把握 ・応急復旧の実施						
								
								
								
								
								
2	水防活動、救出活動の協力に関するこ と	・河川施設の被害状況に応じた施設の監視と操作及び洪水防御活動						

② 通常業務の中で業務継続の優先度が高いもの

回復優先 順位	業 務 名	回復局面	回復レベル
1	排水施設保全の情報整理	③	河川水路管理システムの管理
2	工事設計業務	④	中断中の現場を取りまとめ監督できる体制を確立
3	準用河川占用関係・水路使用の許可業務	⑤	受付体制の確立
4	雨水貯留池維持管理業務	⑥	宅地開発事業等に係る雨水流出抑制対策の協議・指導体制の確立

15 教育1部（生涯学習部）

（1）教育総務課

① 災害応急対策業務

優先 順位	応急・復旧業務	業務概要	業務開始局面					
			①	②	③	④	⑤	⑥
1	避難所開設に すること	・避難所直行職員に よる避難所の開 設・運営補助	→					
2	生涯学習部の統 括・調整に關する こと	・災害対応業務に關 する部内統括及び 対策本部事務局と の調整	→					
3	教育長の秘書に 關すること	・教育長の所在把握 (所在確認、連絡 等) ・災害対策本部への 誘導	→					
4	避難所（市民セン ター、体育施設を 除く）の開設・運 営支援に關する こと。	・避難所担当職員の 派遣 ・避難所運営委員会 の設立支援 ・健康・衛生対策等 ・防犯・安全対策等	→					
				→				
				→				
				→				

② 通常業務の中で業務継続の優先度が高いもの

回復優先 順位	業務名	回復局面	回復レベル
1	松戸市教育委員会会議定例会	⑥	教育委員会会議の開催
2	教育委員報酬業務	⑥	報償費の支給
3	職員への賃金等の支払	⑥	給与等の支給

(2) 教育政策研究課

① 災害応急対策業務

優先 順位	応急・復旧業務	業 務 概 要	業 務 開 始 局 面					
			①	②	③	④	⑤	⑥
1	避難所開設に関する こと	・避難所直行職員に よる避難所の開 設・運営補助						
2	避難所（市民セン ター、体育施設を 除く）の開設・運 営支援に関する こと。	・避難所担当職員の 派遣 ・健康・衛生対策等 ・防犯・安全対策等						
								
								

② 通常業務の中で業務継続の優先度が高いもの
該当なし

(3) 社会教育課

① 災害応急対策業務

優先 順位	応急・復旧業務	業務概要	業務開始局面					
			①	②	③	④	⑤	⑥
1	避難所開設に関する こと	・避難所直行職員による避難所の開設・運営補助						
2	社会教育施設の被害調査、応急・復旧対策に関する こと	・館内緊急放送 ・通報、避難誘導 ・応急救護、初期消火 ・被害状況確認 ・復旧計画、復旧作業						
								
								
								
								
3	避難所（市民センター、体育施設を除く）の開設・運営支援に関する こと。	・避難所担当職員の派遣 ・健康・衛生対策等 ・防犯・安全対策等						
								
								

② 通常業務の中で業務継続の優先度が高いもの 該当なし

(4) 文化財保存活用課

① 災害応急対策業務

優先 順位	応急・復旧業務	業 務 概 要	業 務 開 始 局 面					
			①	②	③	④	⑤	⑥
1	避難所開設に 関すること	・避難所直行職員に よる避難所の開 設・運営補助						
2	社会教育施設の 被害調査、応急・ 復旧対策に 関すること	・館内放送 ・通報、避難誘導 ・応急救護、初期 消火 ・被害状況確認 ・復旧計画、復旧 作業						
								
								
								
								
3	文化財等の被害 調査、応急対策に 関すること	・被害状況確認、復 旧計画検討 (博物館、戸定歴史 館、美術館準備室 の保管資料等)						

② 通常業務の中で業務継続の優先度が高いもの 該当なし

(5) 図書館

① 災害応急対策業務

優先 順位	応急・復旧業務	業 務 概 要	業 務 開 始 局 面						
			①	②	③	④	⑤	⑥	
1	避難所開設に関する こと	・避難所直行職員による避難所の開設・運営補助							
2	市有施設【図書館（本館、分館等）】の被害調査、応急・復旧対策に関する こと	・被害状況情報収集 ・通報、避難誘導 ・応急救護、初期消火 ・被害状況確認 ・復旧計画、復旧作業							
3	避難所（市民センター、体育施設を除く）の開設・運営支援に関する こと。	・避難所担当職員の派遣 ・避難所運営委員会の設立支援 ・健康・衛生対策等 ・防犯・安全対策等							
									
									
4	文化財等の被害調査、応急対策に関する こと。	・図書館資料の被害調査並びに応急復旧対策							

② 通常業務の中で業務継続の優先度が高いもの

回復優先 順位	業務名	回復局面	回復レベル
1	図書館奉仕に関する こと	⑥	本館・地域館・子ども読書推進 センター・分館の職員配置、開 館準備の開始
2	電算システムの管理に関する こと	⑥	システムの稼働により、窓口業 務(図書の出借、返却)の再開
3	資料の配架、貸出及び返却事 務に関する こと	⑥	館内供用及び個人貸出サービ スの再開

1 6 教育 2 部（学校教育部）

（１）学校財務課

① 災害応急対策業務

優先 順位	応急・復旧業務	業 務 概 要	業 務 開 始 局 面					
			①	②	③	④	⑤	⑥
1	避難所開設に すること	・避難所直行職員に よる避難所の開 設・運営補助						
2	学校教育部の統 括・調整に關する こと	・災害対応業務に關 する部内統括及び 対策本部事務局と の調整						
3	避難所（市民セン ター、体育施設を 除く）の開設・運 営支援に關する こと	・避難所担当職員の 派遣 ・避難所運営委員会 の設立支援 ・健康・衛生対策等 ・防犯・安全対策等						
								
								
								
4	応急教育に關す ること	・授業再開に向けた 取り組み ・児童・生徒への特 別な処置						
								
5	被災児童・生徒の 調査、学用品の調 達に關すること	・学用品の調達						

② 通常業務の中で業務継続の優先度が高いもの

回復優先 順位	業 務 名	回復局面	回復レベル
1	給食の管理・運営に關する こと	⑥	小・中学校給食運営体制、施設・ 設備の復旧

(2) 学務課

① 災害応急対策業務

優先 順位	応急・復旧業務	業 務 概 要	業 務 開 始 局 面					
			①	②	③	④	⑤	⑥
1	避難所開設に関する こと	・避難所直行職員に よる避難所の開 設・運営補助						
2	避難所（市民セン ター、体育施設を 除く）の開設・運 営支援に関する こと	・避難所担当職員の 派遣 ・避難所運営委員会 の設立支援 ・健康・衛生対策等 ・防犯・安全対策等						
								
								
								
3	応急教育に関す ること	・休校の処置 ・授業再開に向けた 取り組み						
4	被災児童・生徒の 調査、学用品の調 達に関する こと	・児童・生徒の安全 の確保 ・被害児童・生徒の 調査						
								

② 通常業務の中で業務継続の優先度が高いもの

回復優先 順位	業務名	回復局面	回復レベル
1	学校の管理・運営	④	通常の教育活動の実施
2	転入学児童生徒の入学通知書の発行	⑤	転入学児童生徒の入学通知書の発行
3	日本スポーツ振興センター	⑤	申請・給付等の取扱い
4	医療券	⑤	医療券の発行

(3) 学習指導課

① 災害応急対策業務

優先 順位	応急・復旧業務	業 務 概 要	業 務 開 始 局 面					
			①	②	③	④	⑤	⑥
1	避難所開設に 関すること	・避難所直行職員に よる避難所の開 設・運営補助						
2	避難所（市民セン ター、体育施設を 除く）の開設・運 営支援に関する こと	・避難所担当職員の 派遣 ・避難所運営委員会 の設立支援 ・健康・衛生対策等 ・防犯・安全対策等						
								
								
								
3	応急教育に関す ること	・授業再開に向けた 取り組み						
4	被災児童・生徒の 調査、学用品の調 達に関すること	・児童・生徒の安全 の確保 ・被害児童・生徒の 調査 ・学用品の調達						
								
								

② 通常業務の中で業務継続の優先度が高いもの

回復優先 順位	業 務 名	回復局面	回復レベル
1	医療的ケア等に関すること。	③	報告・連絡体制の整備、医療的 ケア児童生徒への支援体制の 確立
2	就学相談業務に関すること。	⑤	報告・連絡体制の整備、各学校 への支援体制の確立

(4) 児童生徒課

① 災害応急対策業務

優先 順位	応急・復旧業務	業 務 概 要	業 務 開 始 局 面					
			①	②	③	④	⑤	⑥
1	避難所開設に 関すること	・避難所直行職員に よる避難所の開 設・運営補助						
2	避難所（市民セン ター、体育施設を 除く）の開設・運 営支援に関する こと	・避難所担当職員の 派遣 ・避難所運営委員会 の設立支援 ・健康・衛生対策等 ・防犯・安全対策等						
								
								
								
3	応急教育に関す ること	・休校の処置 ・授業再開に向けた 取り組み ・適応指導教室の再 開に向けた取り組 み ・児童・生徒への特 別な処置						
								
								
4	被災児童・生徒の 調査、学用品の調 達に関すること	・児童・生徒の安全 の確保						

② 通常業務の中で業務継続の優先度が高いもの

回復優先 順位	業務名	回復局面	回復レベル
1	スクールソーシャルワーク事業	④	既存の児童生徒の安全確認
2	教育支援センターの運営	⑥	相談・支援体制の確立
3	ほっとステーションの運営	⑥	相談・支援体制の確立

(5) 学校施設課

① 災害応急対策業務

優先 順位	応急・復旧業務	業 務 概 要	業 務 開 始 局 面					
			①	②	③	④	⑤	⑥
1	避難所開設に 関すること	・避難所直行職員に よる避難所の開 設・運営補助						
2	学校施設に 関すること	・学校施設の安全 確認						
3	避難所（市民セン ター、体育施設を 除く）の開設・運 営支援に 関すること	・避難所担当職員の 派遣 ・避難所運営委員 会の設立支援 ・健康・衛生対策等 ・防犯・安全対策等						
								
								
								
4	応急教育に 関すること	・授業再開に向けた 取り組み						

② 通常業務の中で業務継続の優先度が高いもの

回復優先 順位	業 務 名	回復局面	回復レベル
1	教育情報化推進事業	⑤	教育 ICT 環境被害調査（データ 通信確認含む）完了及び応急対 策開始。

(6) 市立松戸高校

① 災害応急対策業務

優先 順位	応急・復旧業務	業 務 概 要	業 務 開 始 局 面					
			①	②	③	④	⑤	⑥
1	避難所開設に 関すること	・避難所直行職員に よる避難所の開 設・運営補助						
2	避難所（市民セン ター、体育施設を 除く）の開設・運 営支援に関する こと	・避難所担当職員の 派遣 ・避難所運営委員会 の設立支援 ・健康・衛生対策等 ・防犯・安全対策等						
								
								
								
3	応急教育に関す ること	・休校の処置 ・授業再開に向けた 取り組み						
4	被災児童・生徒の 調査、学用品の調 達に関すること	・生徒の安全の確保 ・被害生徒の調査 ・学用品の調達						
								

② 通常業務の中で業務継続の優先度が高いもの 該当なし

17 水道部

(1) 総務課・工務課

① 災害応急対策業務

優先 順位	応急・復旧業務	業務概要	業務開始局面					
			①	②	③	④	⑤	⑥
1	水道部の統括・調整に関すること	・災害対応業務に関する部内統括及び対策本部事務局との調整						
2	応急給水に関すること	・初動体制の確立 ・応急体制の確立 ・応急給水の実施						
3	水道施設の被害調査、応急復旧対策に関すること	・初動体制の確立 ・応急体制の確立 ・応急復旧						
4	県企業局との連絡調整に関すること	・被害・断水状況に係る情報収集・復旧要請等						

② 通常業務の中で業務継続の優先度が高いもの

回復優先 順位	業務名	回復局面	回復レベル
1	給水装置工事申請	⑥	水道施設における被害復旧の目途が予測できたことを受け、窓口申請を通常とする
2	上下水道料金徴収等業務	⑥	水道施設における被害復旧の目途が予測できたことを受け、窓口申請を通常とする

(2) 選挙管理委員会事務局

① 災害応急対策業務

優先 順位	応急・復旧業務	業 務 概 要	業 務 開 始 局 面					
			①	②	③	④	⑤	⑥
1	避難所開設に 関すること	・担当の避難所の開 設・運営補助						
2	応急給水に関 すること	・災害対応に係る情 報連絡・市民対応 ・応急給水の実施 ・他事業体への応援 要請						
								
								

② 通常業務の中で業務継続の優先度が高いもの

回復優先 順位	業 務 名	回復 局面	回復レベル
1	各種選挙の執行全般 に關すること	①	職員・投票所等の安否情報及びり災状況 の収集・報告 各種投票関係業務の継続可否及び対策
2	定例（臨時）委員会の 開催について	①	各種選挙執行に係る委員会の開催

(3) 監査委員事務局

① 災害応急対策業務

優先 順位	応急・復旧業務	業 務 概 要	業 務 開 始 局 面					
			①	②	③	④	⑤	⑥
1	避難所開設に 関すること	・担当の避難所の開 設・運営補助						
2	応急給水に 関すること	・災害対応に係る情 報連絡・市民対応 ・応急給水の実施 ・他事業体への応援 要請						
								
								

② 通常業務の中で業務継続の優先度が高いもの

回復優先 順位	業 務 名	回復局面	回復レベル
1	住民監査請求	⑤	収受受付・論点整理

18 病院部

病院部については、「松戸市立総合医療センター 災害時事業継続計画」等にて独自に災害時事業継続計画を作成しているため、それらの計画の定めに従うこととする。

19 消防局

消防局については、「松戸市消防局 震災対応マニュアル」等にて独自に災害時事業継続計画を作成しているため、それらの計画の定めに従うこととする。

松戸市業務継続計画

(B C P)

< 自然災害編 >

令和 5 年 2 月
(令和 6 年 8 月修正)

松戸市 総務部 危機管理課